

西予市都市計画マスタープラン

全体構想（骨子案）

西予市

平成 30 年 ● 月

西予市都市計画マスタープラン 目次

第1編 はじめに

第1章 都市計画マスタープランの策定にあたって.....	1-1
1. 策定の背景.....	1-1
2. 本計画の位置づけ.....	1-2
3. 本計画の構成.....	1-3
第2章 計画の方向性.....	1-4
1. 本計画の役割.....	1-4
2. 対象区域.....	1-4
3. 計画期間.....	1-4
4. 人口の見通し.....	1-5
第3章 西予市の現況と課題.....	1-6
1. 地勢・沿革.....	1-6
2. 都市計画の状況.....	1-7
3. 人口の動向.....	1-8
3. 土地利用・都市機能・開発の動向.....	1-10
4. まちづくりの課題.....	1-18

第2編 全体構想

第1章 都市計画・まちづくりの基本理念.....	2-1
第1章 まちの将来像.....	2-4
1. 将来像.....	2-4
2. 将来まち構造.....	2-5
3. まちづくりの目標.....	2-9
第3章 部門別・まちづくりの方針.....	2-12
1. 土地利用.....	2-13
2. 都市施設.....	2-16
3. 自然・景観.....	2-17
4. 防災・減災.....	2-17

第3編 地域別構想（資料3）

第 1 編 はじめに

第1章 都市計画マスタープランの策定にあたって

1．策定の背景

都市計画マスタープランは、都市計画法の第18条の2に基づき、市の都市計画（まちづくり）の基本的な方針を示すものです。この都市計画マスタープランに沿って、まちづくりの方向性や土地利用の規制・誘導、道路、公園、下水道などの具体的な都市計画が定められます。

平成16年に旧5町の合併により誕生した西予市（以下「本市」という。）では、平成19年に策定した「西予市都市計画マスタープラン」に基づき、まちづくりや地域づくりが進められてきました。

西予市都市計画マスタープランの策定から10年を経過し、人口減少や過疎化が進むとともに、国において様々な都市計画制度が改正される等、私たちの「まち」を取り巻く情勢は大きく変化しています。

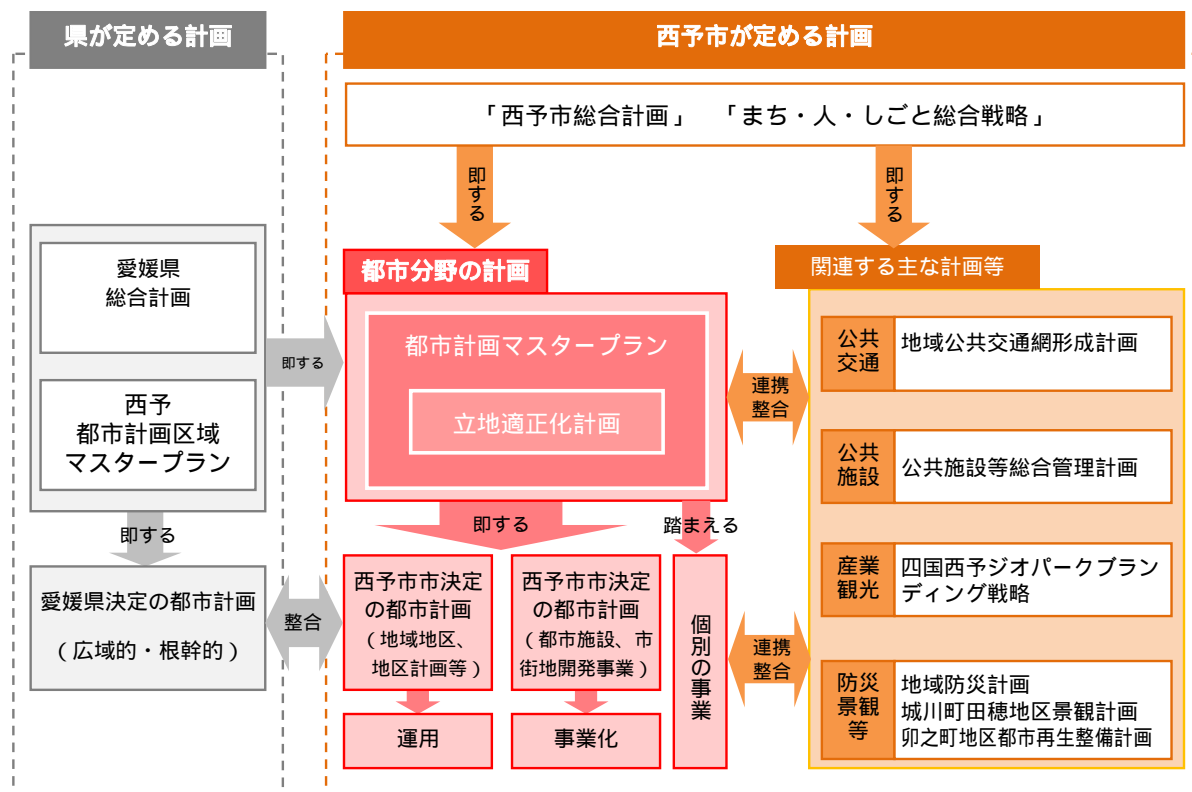
また、都市計画マスタープランの上位計画となる愛媛県が策定した「西予都市計画区域マスタープラン」や本市の行政運営における最上位計画である「第2次西予市総合計画」の見直し・策定が進んでいます。

このような状況を踏まえ、本市全体にわたる都市計画（まちづくり）を新たに展望し、まちづくりの長期的な方向性を示す「西予市都市計画マスタープラン（改訂版）」（以下「本計画」という。）を策定します。

なお、都市再生特別措置法の第81条に基づき作成する西予市立地適正化計画は、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針や、居住の誘導及び都市機能の誘導に関する事項について位置付け、都市計画マスタープランの一部とみなす計画として作成しています。

2．本計画の位置付け

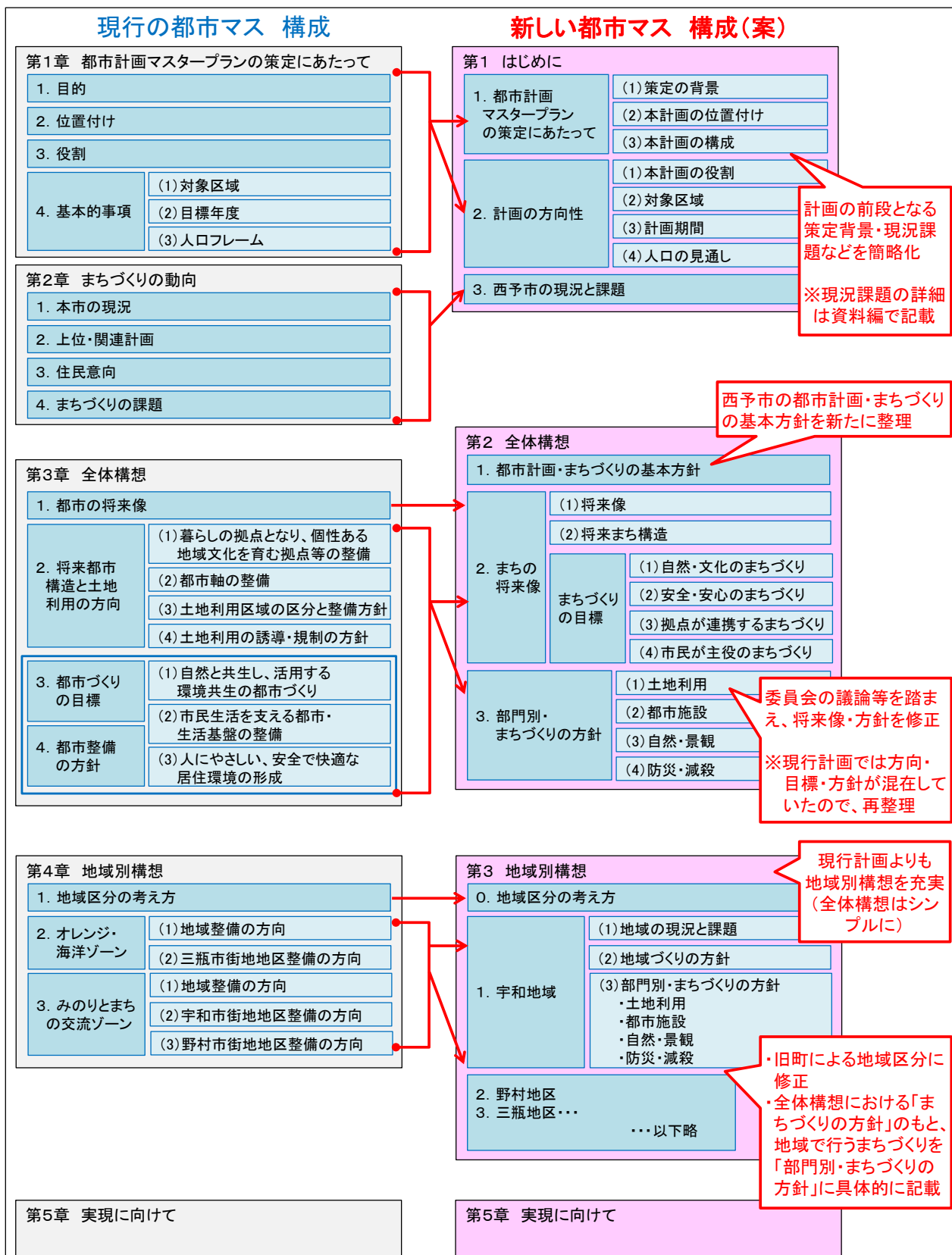
本計画は、「西予市都市計画区域マスタープラン」や「第2次総合計画」等の上位・関連計画との連携を図り定めるものです。



3. 本計画の構成

本計画は、大きく分けて「はじめに」、「全体構想」、「地域別構想」、「実現に向けて」の4つで構成しています。

「全体構想」では、市域全体のまちづくりの方向性を示しており、「地域別構想」では、市域を旧5町の地域に分けて、地域別にまちづくりの方向性を示しています。



第2章 計画の方向性

1．本計画の役割

本計画の役割は、以下のとおりです。

①目指すべきまちづくりの方向性を示す

本市が目指すべき「まちの姿」を市民、団体・事業者等、行政が共有できるように、分かりやすく示します。

②まちづくりを担う「市民」、「団体・事業者等」、「行政」の役割を示す

本市が目指すまちの姿を実現していくために、市民、団体・事業者等、行政が取り組むべき事項を整理し、それぞれの役割分担を示します。

③個別の都市計画・まちづくりの調整を図る

都市計画法に基づく個別具体の都市計画の決定または変更を行う際の方針として定めるとともに、都市計画区域外における都市計画法によらないまちづくりの事業等も含めて、市全体のまちづくりに関する各種計画・施策・事業の全体調整を図ります。

2．対象区域

本市は旧宇和町・野村町・三瓶町・城川町・明浜町が合併して誕生した市であり、このうち旧の宇和町・野村町・三瓶町の一部に都市計画区域が指定されています。

本計画は、市全体で目指すべきまちづくりの方向性を示し、その実現を図るものです。そのため、都市計画区域に限らず、本市全体を計画対象区域とします。

3．計画域間

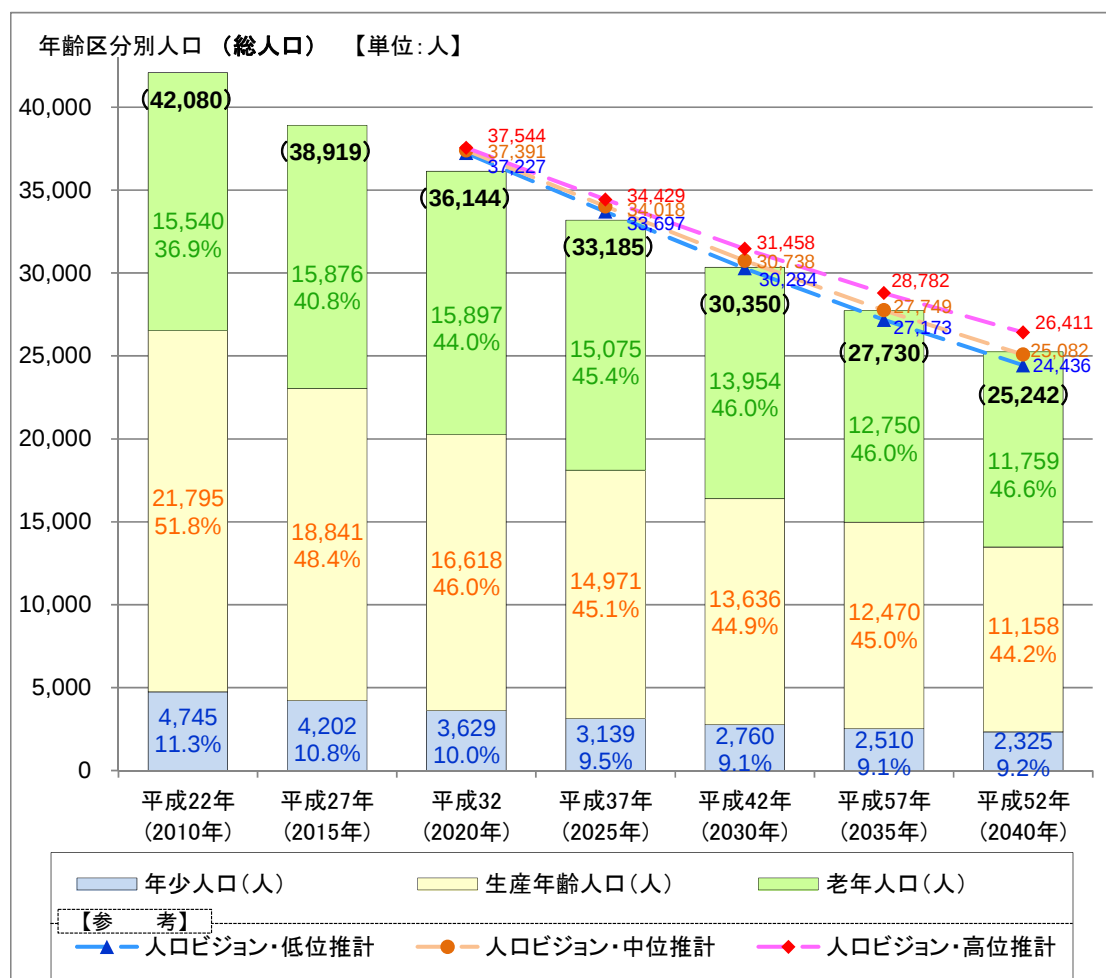
おおむね20年先を見据えて、平成30（2018）年度～平成52（2040）年度を計画期間とします。

4 . 人口の見通し

本市の人口は、平成 27 年時点で 38,919 人となっており、これまで一貫して減少が続いています。

将来人口の見通しについては、現実的な推計値に基づいてまちの将来を見据えるため、国立社会保障・人口問題研究所が行った「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月）」の推計値を参酌することとします。

将来人口の見通し **平成 52 (2040) 年に約 25,000 人**



また、人口減少の抑制に向けた指針である「西予市人口ビジョン」では、平成 52 (2040) 年の人口について、人口動態が現状よりも悪化した場合の低位推計^{注1}では 24,436 人、人口動態が現状のまま進んだ場合の中位推計では 25,082 人、人口動態が減少よりも改善した場合の高位推計^{注2}では 26,411 人になると推計しています。

注 1 低位推計：出生数が現状よりも 10% 減少（合計特殊出生率が 1.67 から 1.50 に低下）、人口移動が多い 20～34 歳で市街転出が現状よりも 1.0% 増加。

注 2 高位推計：合計特殊出生率 1.67 から 2.00 に上昇、現状の社会減少率が 2045 年までに段階的に半減、2045 年以降はその状態を維持。

第3章 西予市の現況と課題

本計画は、平成 52（2040）年度までを計画期間とする長期的な計画です。

そのため、まちの現況及び将来の見通しを十分に分析し、まちが抱える課題や解決すべき課題を明らかにした上で、目指すべきまちづくりの方針やまち構造、課題解決のための施策等を設定することが重要です。

ここでは、本市における都市の現況と将来人口見通しを踏まえ、本市の現況と課題を整理します。

なお、分析の詳細は本計画の巻末『第5編 資料編』に記載します。

1．地勢・沿革

(1) 位置・沿革

本市は、愛媛県の南部、南予地方の中心に位置し、北側は八幡浜市、大洲市、内子町、久万高原町に、南側は宇和島市、鬼北町に、東側は高知県に接しています。

生活経済圏は、本市と八幡浜市、大洲市、内子町、伊方町で構成される八幡浜・大洲圏域に属しています。

本市は、平成 16 年 4 月 1 日に、東宇和郡明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡三瓶町の 5 町が合併して誕生した市です。



■位置図

(2) 自然条件

本市の面積は 514.78km² と広大であり、東部の四国山地のカルスト台地から、西部の宇和海に接する海岸まで標高差約 1,400m に及ぶ変化にとんだ地形で、豊かな自然と優れた景観を有しています。

宇和地域（旧宇和町）、野村地域（旧野村町）、城川地域（旧城川町）は、肱川水系となっています。宇和地域及び野村地域に広がる盆地は、水田を中心とする本市の主要な農業地帯です。

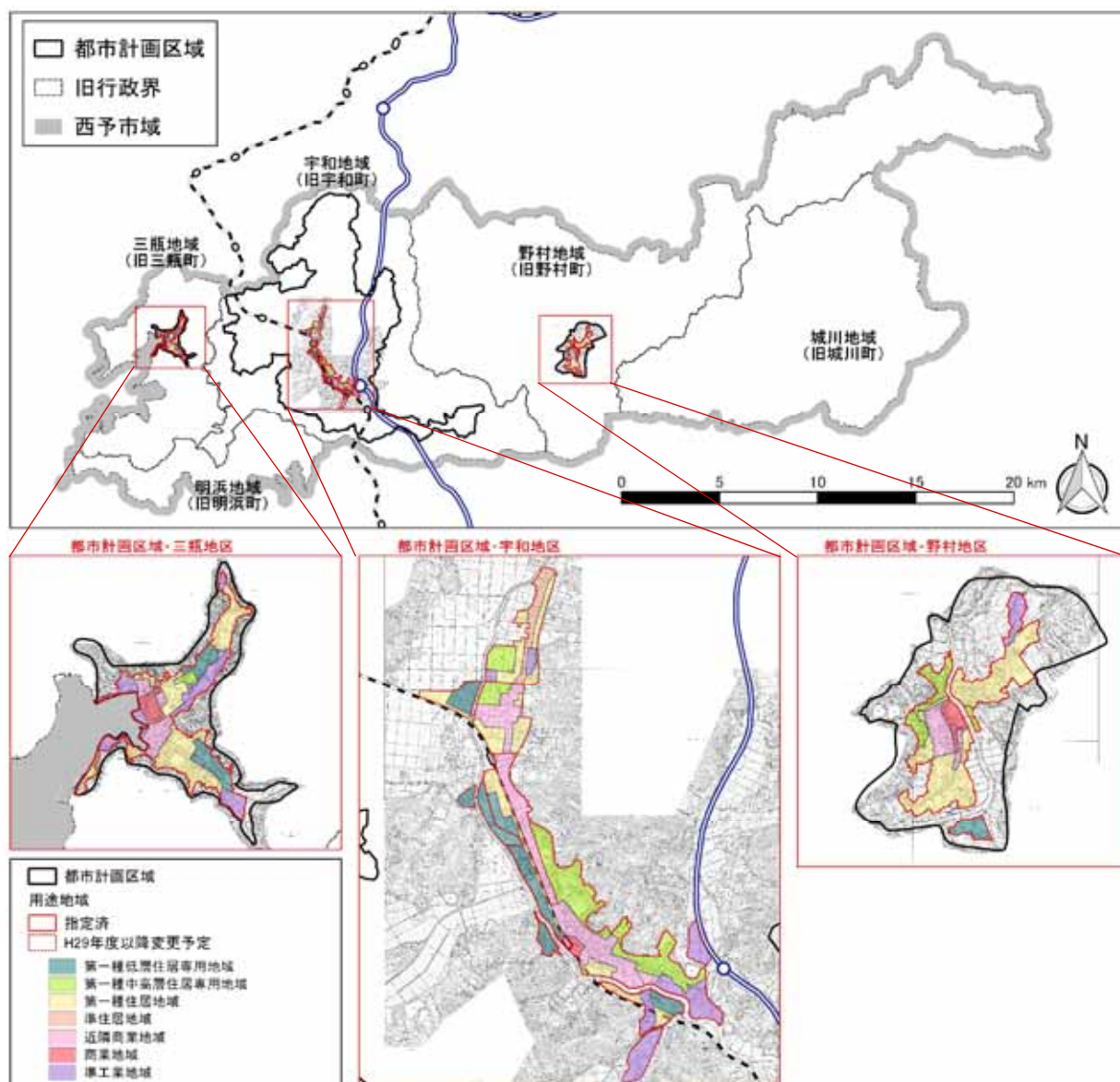
三瓶地域（旧三瓶町）、明浜地域（旧明浜町）、は、標高 400～600m 程度の山地・丘陵が宇和地域との境界に位置し、山地・丘陵部から海岸部までは急斜面となっています。

2. 都市計画の状況

本市には、宇和地区、野村地区、三瓶地区の3地区からなる西予都市計画区域（非線引き）が指定されており、その面積は7,088haとなっています。

3地区全てに用途地域が指定されており、面積は391.0haです。その内訳は、以下の通りとなっています。

	第一種低層住居専用地域			第一種中高層 住居専用地域	第一種 住居地域	近隣 商業地域	商業地域	準工業地域
容積率/建蔽率	80/50	100/50	80/60	60/200	200/60	200/80	400/30	200/60
面積（ha）	34.0	8.0	7.0	65.0	141.0	50.0	15.0	71.0
	小計：49.0							
面積比（％）	12.5%			16.6%	36.1%	12.8%	3.8%	18.2%
合計：391.0ha（100％）								



■用途地域の指定状況

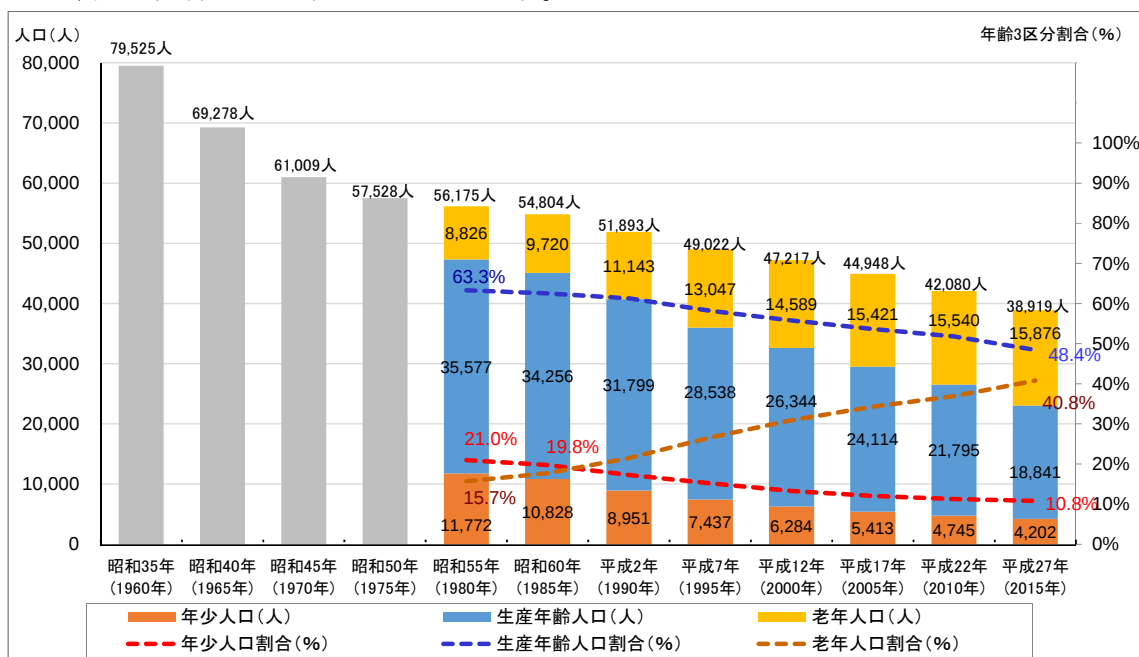
出典：西予市「都市計画基礎調査（平成25年）」、西予市「都市計画変更資料（平成28年）」

3. 人口の動向

(1) 総人口の推移

本市の総人口は、一貫して減少を続けており、平成 27（2015）年時点で 38,919 人となっています。

年少人口及び生産年齢人口は減少を続けている一方、老年人口は増加が続いています。平成 27（2015）年時点で、年少人口割合は 10.8%、生産年齢人口割合は 48.4%、老年人口割合は 40.8%となっています。



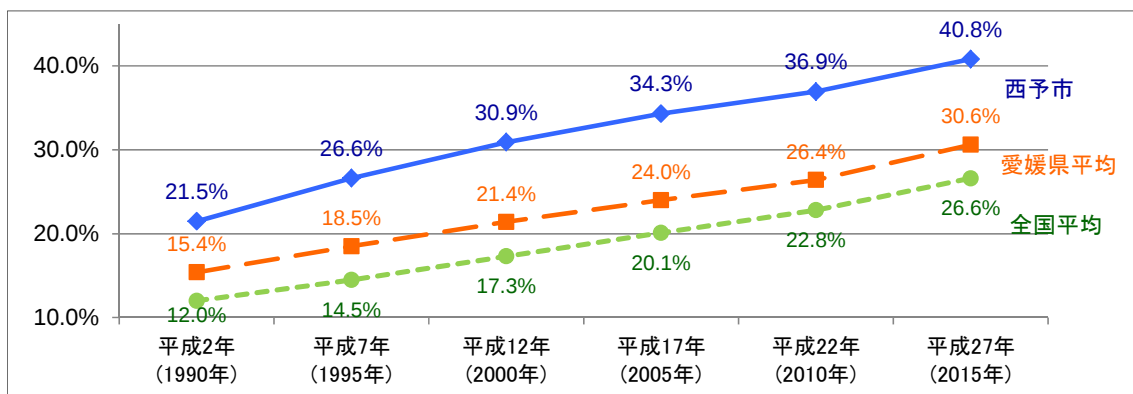
■総人口及び年齢3区分人口の推移*

※年齢3区分人口には「年齢不詳人口」が含まれるため、年齢3区分人口の構成比で按分して補正している。

出典：総務省「国勢調査」

(2) 高齢化率の推移

老年人口割合（高齢化率）の推移を愛媛県及び全国と比較すると、本市の老年人口割合は極めて高い値で推移しており、高齢化が進んでいるといえます。



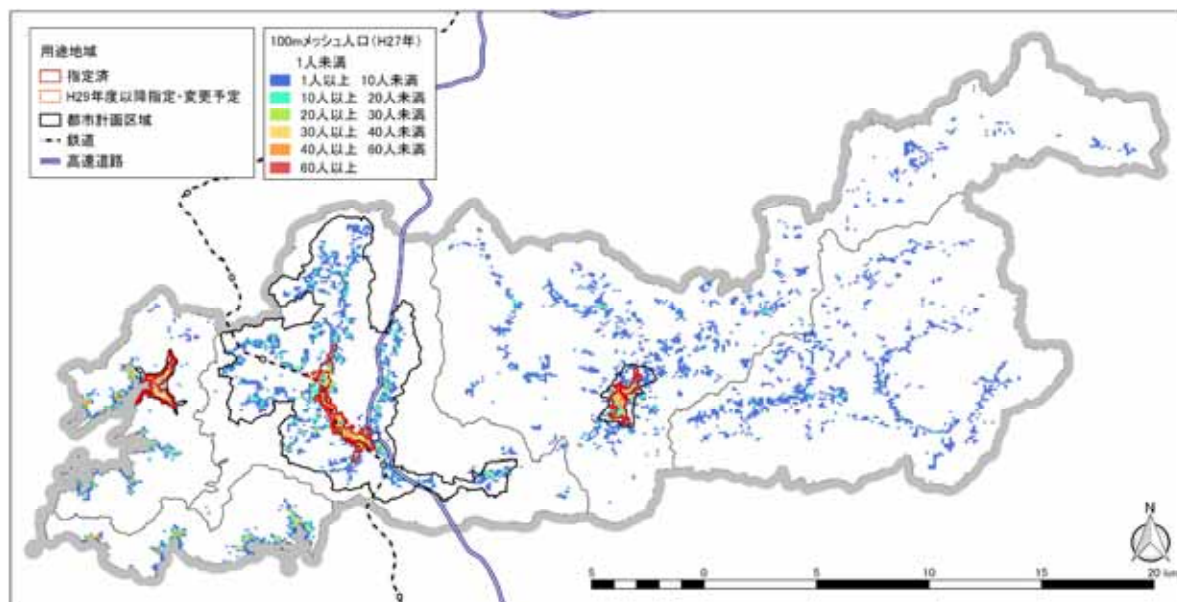
■老年人口割合の推移

出典：総務省「国勢調査」

(3) 地区別人口の分布

平成 27（2015）年国勢調査人口を元に、市域 100m メッシュ毎の人口分布を見たところ、卯之町駅周辺及び卯之町駅を中心とした国道 56 号沿道周辺、三瓶支所及び野村支所周辺において 30 人以上のメッシュが連担して分布しています。

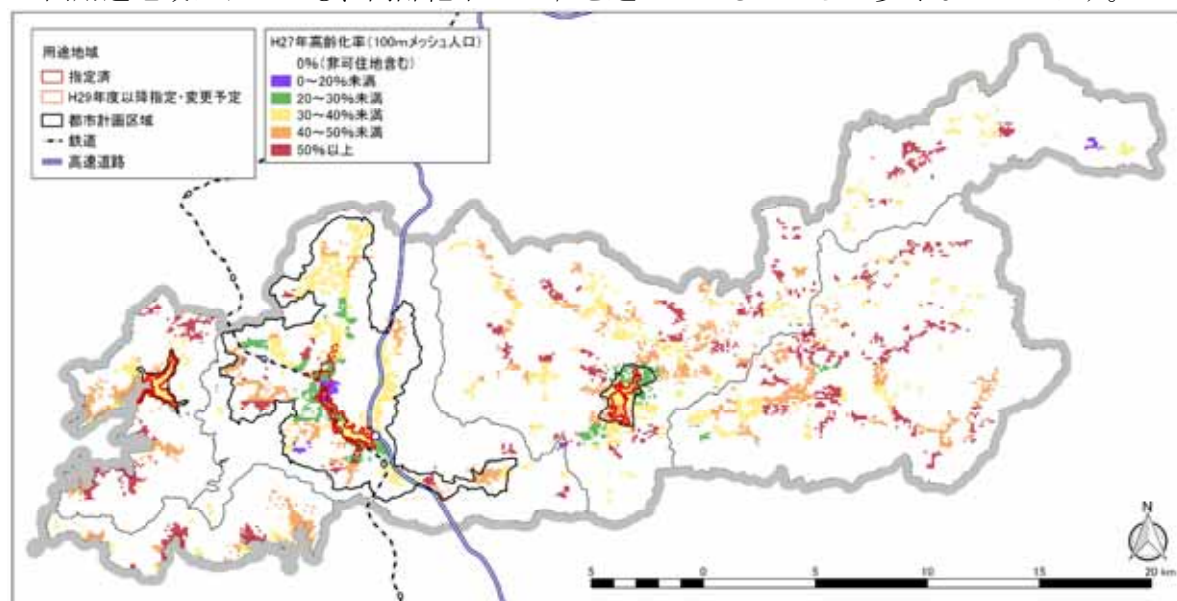
一般的に市街地を維持するために必要となる人口密度である 40 人以上のメッシュは、都市計画区域内の卯之町駅周辺、野村支所周辺、三瓶支所周辺に分布しています。



■100mメッシュ人口（H27 年）

(4) 地区別高齢化率

山間部の集落地では高齢化率が 50%を超えるところが見られます。一方で、都市計画用途地域においても、高齢化率が 30%を超えているところが多くなっています。



■100mメッシュ人口ごとの高齢化率（H27 年）

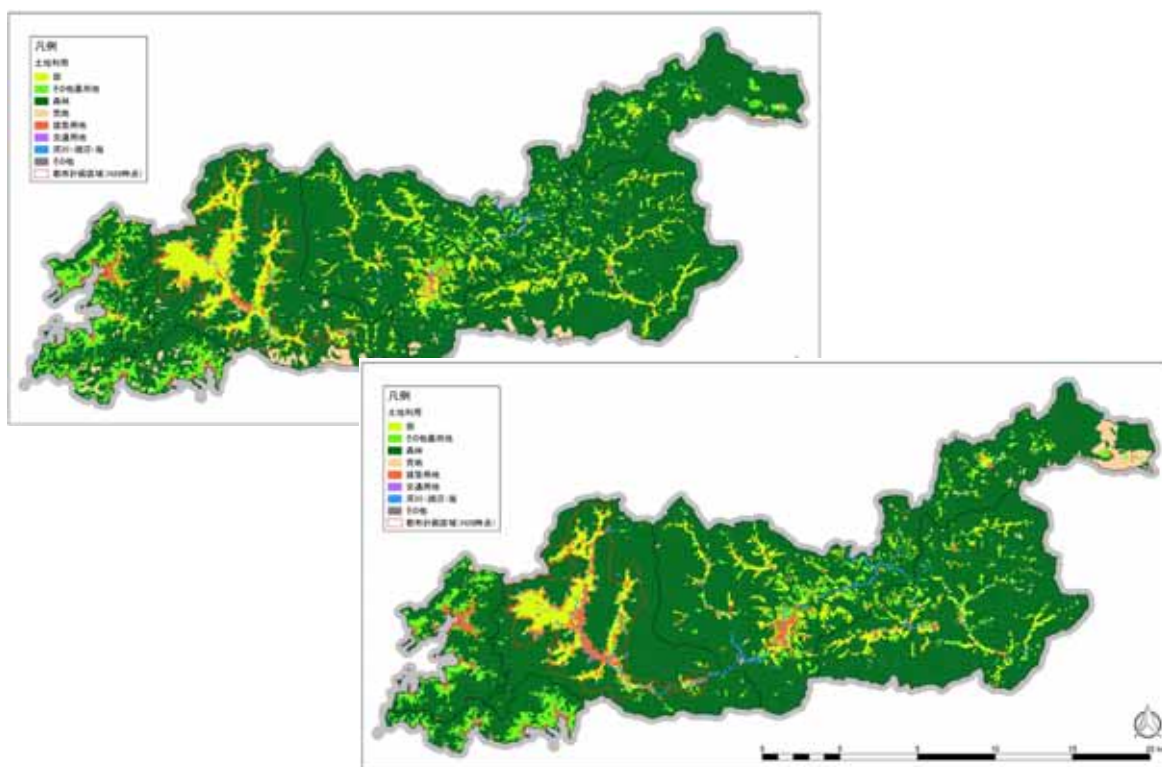
100mメッシュ人口・高齢化率は、総務省「国勢調査」、国土委員会「国土基盤情報・建物データ」、国土交通省「国土数値情報（将来推計人口メッシュ・国政局推計）」より作成

4 . 土地利用・都市機能・開発の動向

(1) 土地利用

土地利用の動向について、昭和 51（1976）年と平成 26（2014）年を比較すると、宇和地域と野村地域の境界部周辺で「田」が減少するとともに、都市計画区域内の特に用途地域周辺で、「建物用地」が増加しています。

都市計画区域の状況をそれぞれみると、宇和地区、野村地区、三瓶地区いずれも、「田」が減少し「建物用地」が増加しています。特に野村地区では、建物用地が約 524ha から約 819ha に増加しており、近年でも、上松葉地区周辺で宅地開発・人口増加がみられる状況です。



■土地利用状況（上：昭和 51 年 下：平成 26 年）

■都市計画区域における土地利用の動向

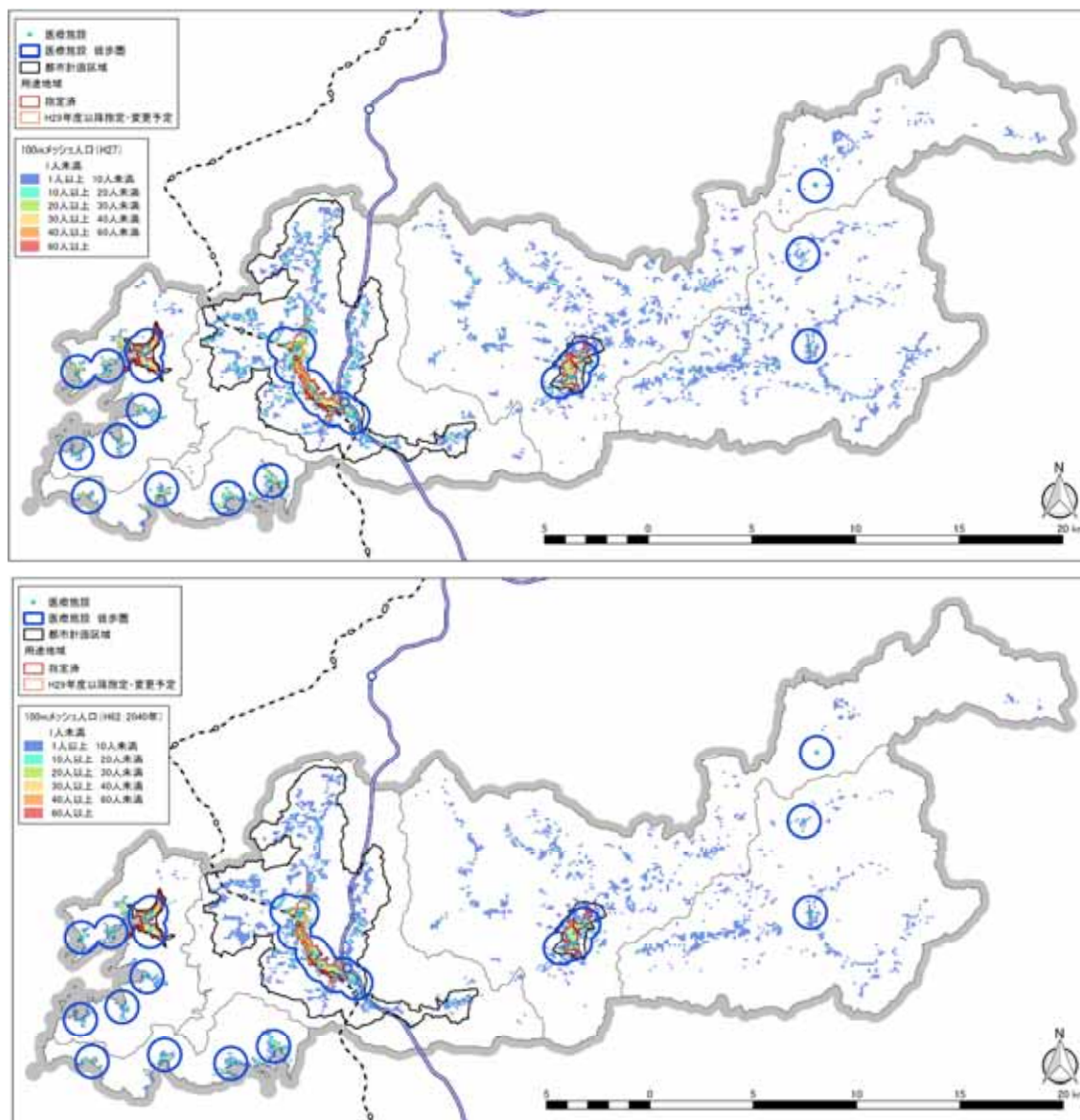
	田	その他農地	森林	荒地	建築用地	交通用地	河川・湖沼・海	その他
宇和 (S51)	2,065ha	362ha	3,870ha	32ha	524ha	9ha	103ha	41ha
	30%	5%	56%	0%	8%	0%	1%	1%
宇和 (H26)	1,470ha	224ha	4,220ha	10ha	819ha	38ha	182ha	29ha
	21%	3%	61%	0%	12%	1%	3%	0%
野村 (S51)	126ha	130ha	86ha	0ha	62ha	0ha	22ha	6ha
	30%	31%	20%	0%	15%	0%	5%	2%
野村 (H26)	87ha	100ha	65ha	0ha	142ha	0ha	27ha	0ha
	21%	24%	15%	0%	34%	0%	6%	0%
三瓶 (S51)	31ha	89ha	58ha	0ha	74ha	0ha	5ha	5ha
	12%	35%	23%	0%	29%	0%	2%	2%
三瓶 (H26)	0ha	79ha	62ha	0ha	98ha	0ha	15ha	0ha
	0%	31%	25%	0%	39%	0%	6%	0%

出典：国土交通省「国土数値情報（土地利用細分メッシュ、100m）」

※100m メッシュ毎の代表的な土地利用が設定されている。面積は各メッシュ面積の合計であり参考値。

(2) 医療施設の状況

医療施設は、都市計画区域内の人口が一定集積している地区及び三瓶地域・明浜地域の集落を中心に立地し、市全体での徒歩圏人口カバー率は57.0%となっています。徒歩圏の平均人口密度は、5.2人/haと低い状況です。



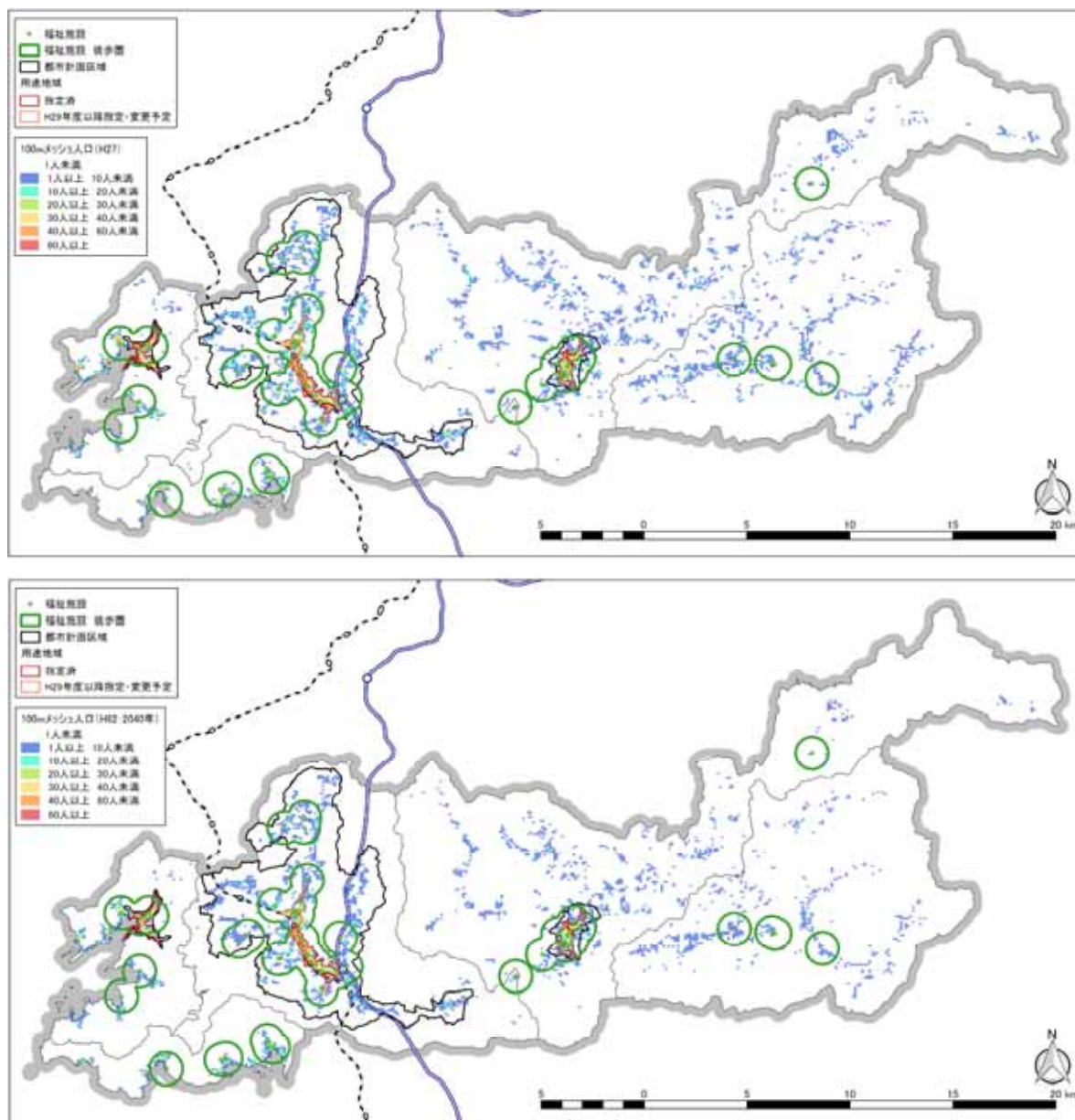
■医療施設徒歩圏人口（上：H27年 下：H62年）

医療施設				H27(2015)年				H62(2040)年			
地区	施設数	徒歩圏面積	圏域	カバー人口	人口カバー率	1施設当たりのカバー人口平均	徒歩圏平均人口密度	カバー人口	人口カバー率	1施設当たりのカバー人口平均	徒歩圏平均人口密度
西予市全体	32	約4,270ha	徒歩圏内	約22,190人	57.0%	693.4人	5.2人/ha	約15,530人	61.5%	485.3人	3.6人/ha
			徒歩圏外	約16,740人	43.0%			約9,710人	38.5%		
			計	約38,930人	-			約25,240人	-		
都市計画区域	宇和地区	約1,020ha	徒歩圏内	約9,030人	56.4%	820.9人	8.9人/ha	約7,110人	61.5%	646.4人	7.0人/ha
			徒歩圏外	約6,970人	43.6%			約4,450人	38.5%		
			計	約16,000人	-			約11,560人	-		
	野村地区	約300ha	徒歩圏内	約3,630人	96.3%	726.0人	12.1人/ha	約2,510人	95.4%	502.0人	8.4人/ha
			徒歩圏外	約140人	3.7%			約120人	4.6%		
			計	約3,770人	-			約2,630人	-		
	三瓶地区	約160ha	徒歩圏内	約3,280人	93.2%	820.0人	20.5人/ha	約2,290人	93.9%	572.5人	14.3人/ha
			徒歩圏外	約240人	6.8%			約150人	6.1%		
			計	約3,520人	-			約2,440人	-		

(3) 福祉施設の状況

福祉施設は、都市計画区域内の人口が一定集積している地区及び三瓶・明浜・城川地域の集落を中心に立地し、徒歩圏人口カバー率は62.2%となっています。

徒歩圏の平均人口密度は、4.2人/haと低い状況です。



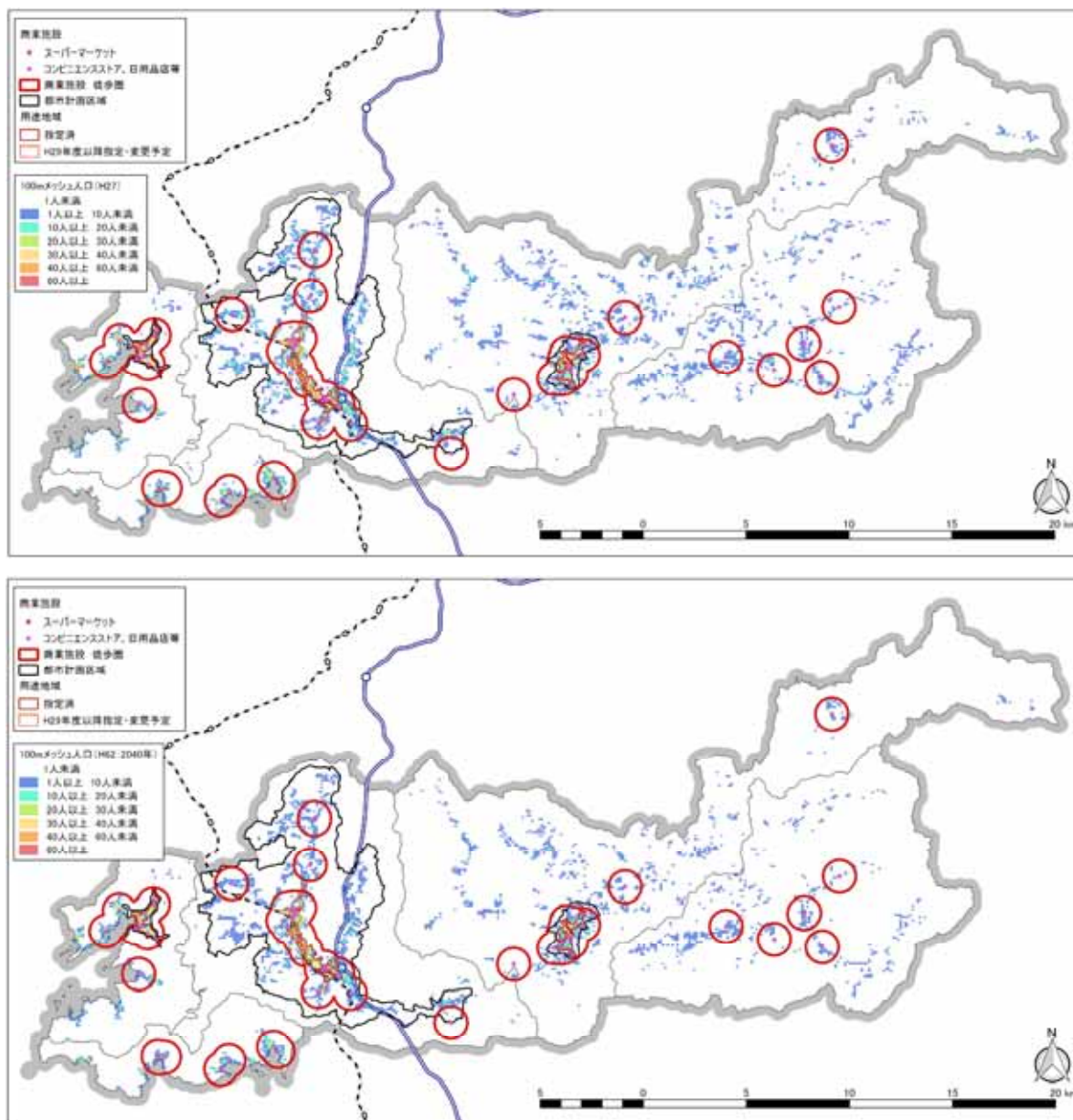
■福祉施設徒歩圏人口（上：H27年 下：H62年）

福祉施設				H27(2015)年				H62(2040)年			
地区	施設数	徒歩圏面積	圏域	カバー人口	人口カバー率	1施設当たりのカバー人口平均	徒歩圏平均人口密度	カバー人口	人口カバー率	1施設当たりのカバー人口平均	徒歩圏平均人口密度
西予市全体	70	約5,720ha	徒歩圏内	約24,230人	62.2%	346.1人	4.2人/ha	約16,910人	67.0%	241.6人	3.0人/ha
			徒歩圏外	約14,700人	37.8%			約8,330人	33.0%		
			計	約38,930人	-			約25,240人	-		
都市計画区域	宇和地区	28	徒歩圏内	約12,090人	75.6%	431.8人	5.1人/ha	約9,040人	78.2%	322.9人	3.8人/ha
			徒歩圏外	約3,910人	24.4%			約2,520人	21.8%		
			計	約16,000人	-			約11,560人	-		
	野村地区	16	徒歩圏内	約3,670人	97.3%	229.4人	11.5人/ha	約2,550人	97.0%	159.4人	8.0人/ha
			徒歩圏外	約100人	2.7%			約80人	3.0%		
			計	約3,770人	-			約2,630人	-		
	三瓶地区	6	徒歩圏内	約2,980人	84.7%	496.7人	21.3人/ha	約2,060人	84.4%	343.3人	14.7人/ha
			徒歩圏外	約540人	15.3%			約370人	15.2%		
			計	約3,520人	-			約2,440人	-		

(4) 商業施設の状況

商業施設は、都市計画区域内の人口が一定集積している地区及び三瓶・明浜・城川地域の集落を中心に立地し、徒歩圏人口カバー率は63.5%となっています。

徒歩圏の平均人口密度は、4.1人/haと低い状況です。



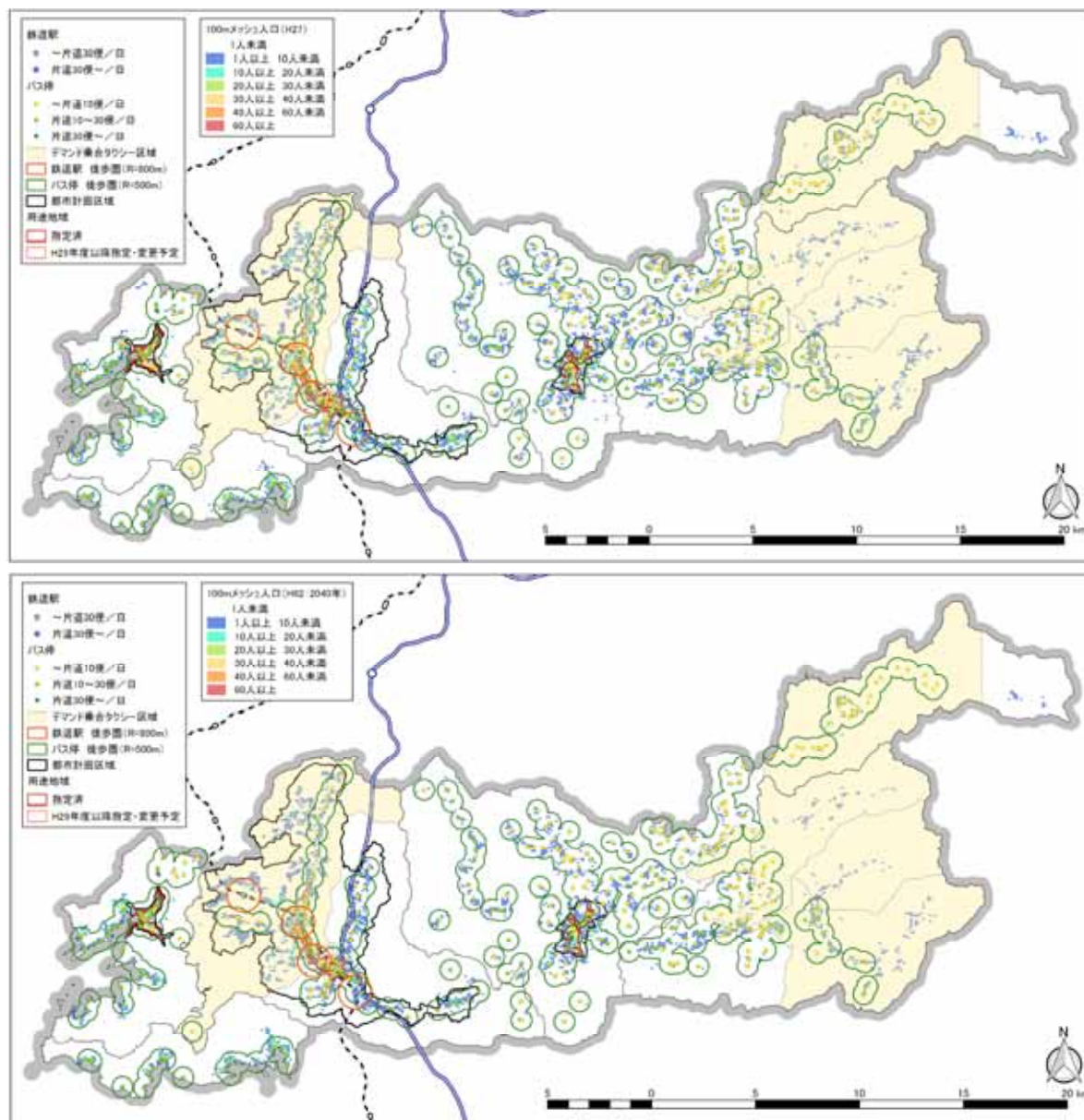
■商業施設徒歩圏人口（上：H27年 下：H62年）

商業施設				H27(2015)年				H62(2040)年			
地区	施設数	徒歩圏面積	圏域	カバー人口	人口カバー率	1施設当たりのカバー人口平均	徒歩圏平均人口密度	カバー人口	人口カバー率	1施設当たりのカバー人口平均	徒歩圏平均人口密度
西予市全体	69	約6,090ha	徒歩圏内	約24,730人	63.5%	358.4人	4.1人/ha	約17,290人	68.5%	250.6人	2.8人/ha
			徒歩圏外	約14,190人	36.5%			約7,960人	31.5%		
			計	約38,930人	-			約25,240人	-		
都市計画区域	宇和地区	約1,940ha	徒歩圏内	約10,930人	68.3%	352.6人	5.6人/ha	約8,360人	72.3%	269.7人	4.3人/ha
			徒歩圏外	約5,070人	31.7%			約3,200人	27.7%		
			計	約16,000人	-			約11,560人	-		
	野村地区	約330ha	徒歩圏内	約3,670人	97.3%	305.8人	11.1人/ha	約2,540人	96.6%	211.7人	7.7人/ha
			徒歩圏外	約110人	2.9%			約90人	3.4%		
			計	約3,770人	-			約2,630人	-		
	三瓶地区	約180ha	徒歩圏内	約3,500人	99.4%	500.0人	19.4人/ha	約2,420人	99.2%	345.7人	13.4人/ha
			徒歩圏外	約20人	0.6%			約20人	0.8%		
			計	約3,520人	-			約2,440人	-		

(5) 公共交通の状況

公共交通の徒歩圏（鉄道駅から半径 800m・バス停から半径 500m・デマンド乗合タクシー運行区域）は、人口が分布する各集落を概ねカバーしており、徒歩圏人口カバー率は 97.5%となっています。

徒歩圏の平均人口密度は、1.2 人/ha と非常に低い状況です。



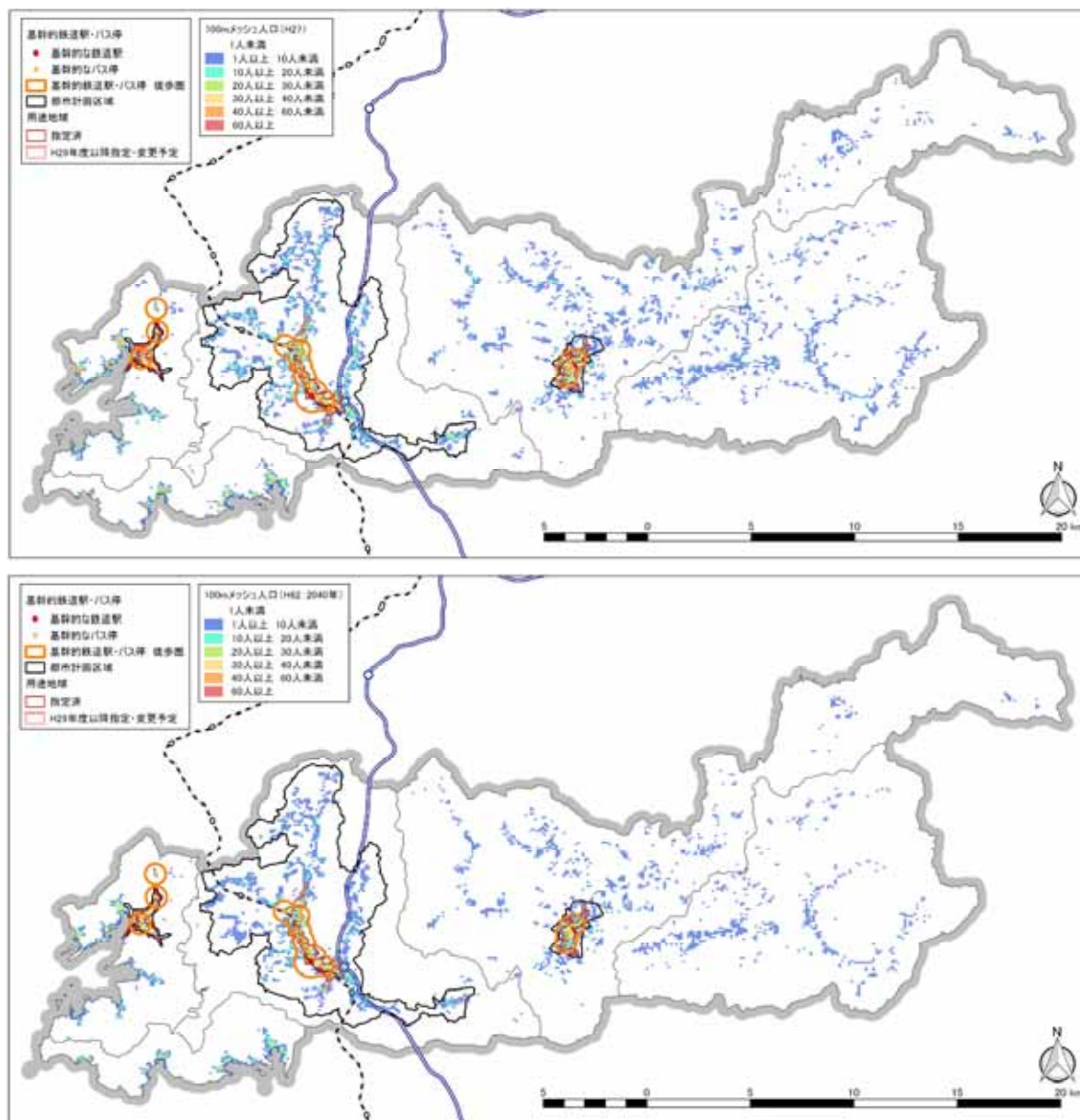
■公共交通徒歩圏人口（上：H27 年 下：H62 年）

公共交通				H27(2015)年				H62(2040)年			
地区	施設数	徒歩圏面積	圏域	カバー人口	人口カバー率	1施設当たりのカバー人口平均	徒歩圏平均人口密度	カバー人口	人口カバー率	1施設当たりのカバー人口平均	徒歩圏平均人口密度
西予市全体	-	約32,390ha	徒歩圏内	約37,940人	97.5%	-	1.2 人/ha	約24,700人	97.9%	-	0.8 人/ha
			徒歩圏外	約980人	2.5%			約540人	2.1%		
			計	約38,930人	-			約25,240人	-		
都市計画区域	宇和地区	約5,580ha	徒歩圏内	約15,960人	99.8%	-	2.9 人/ha	約11,540人	99.8%	-	2.1 人/ha
			徒歩圏外	約40人	0.3%			約20人	0.2%		
			計	約16,000人	-			約11,560人	-		
	野村地区	約350ha	徒歩圏内	約3,760人	99.7%	-	10.7 人/ha	約2,620人	99.6%	-	7.5 人/ha
			徒歩圏外	約10人	0.3%			約10人	0.4%		
			計	約3,770人	-			約2,630人	-		
三瓶地区	-	約170ha	徒歩圏内	約3,380人	96.0%	-	19.9 人/ha	約2,350人	96.3%	-	13.8 人/ha
			徒歩圏外	約140人	4.0%			約80人	3.3%		
			計	約3,520人	-			約2,440人	-		

(6) 基幹的公共交通（運行本数が片道で 30 便以上/日）の状況

基幹的な公共交通の徒歩圏（鉄道駅から半径 800m・バス停から半径 500m）は、都市計画区域の用途地域を中心にカバーしており、徒歩圏人口カバー率は 30.7%となっています。

徒歩圏の平均人口密度は、13.3 人/ha と低い状況です。



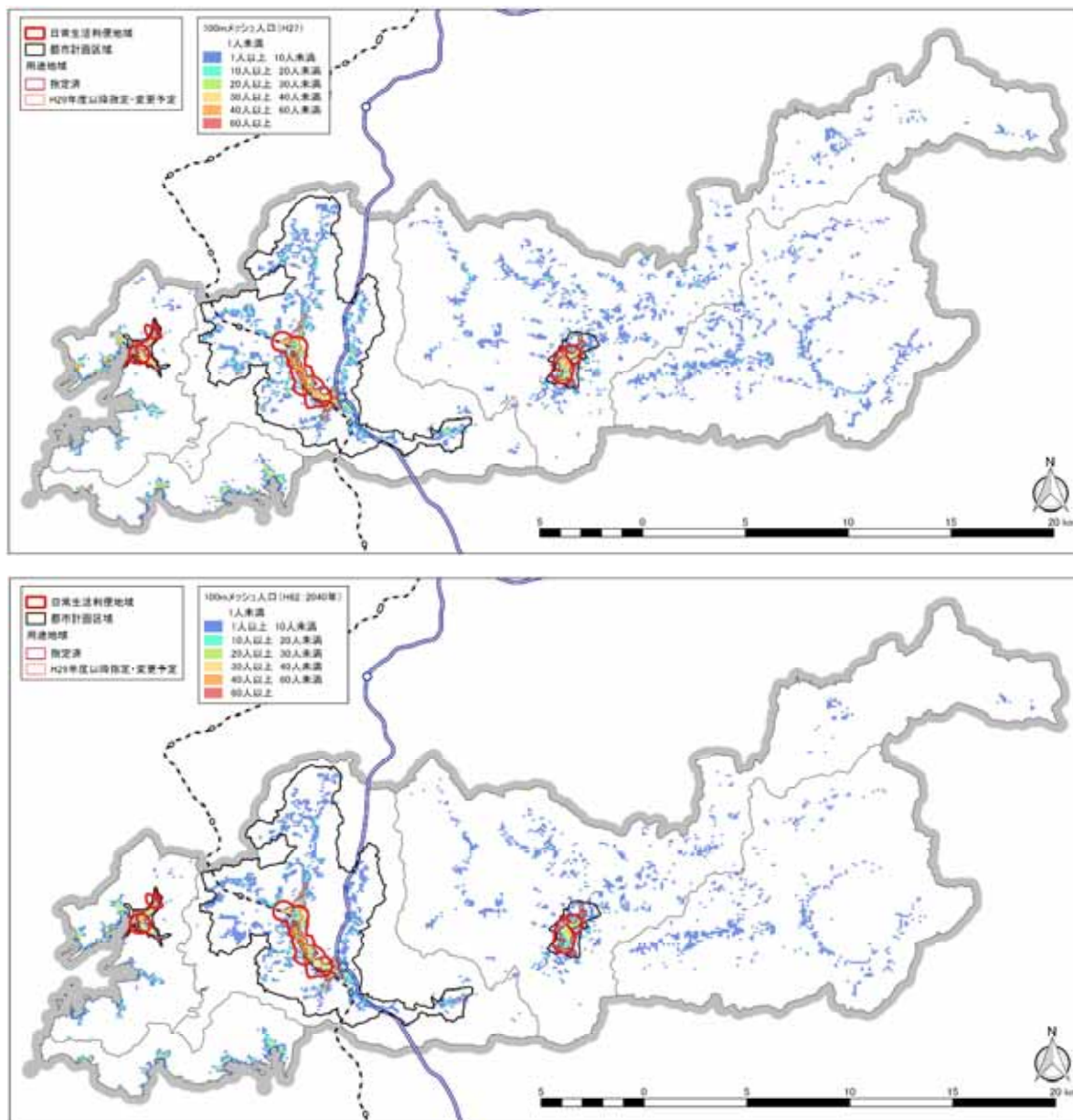
■基幹的公共交通徒歩圏人口（上：H27 年 下：H62 年）

基幹的な公共交通				H27(2015)年				H62(2040)年			
地区	施設数	徒歩圏面積	圏域	カバー人口	人口カバー率	1施設当たりのカバー人口平均	徒歩圏平均人口密度	カバー人口	人口カバー率	1施設当たりのカバー人口平均	徒歩圏平均人口密度
西予市全体	-	約900ha	徒歩圏内	約11,950人	30.7%	-	13.3 人/ha	約8,900人	35.3%	-	9.9 人/ha
			徒歩圏外	約26,980人	69.3%			約16,340人	64.7%		
			計	約38,930人	-			約25,240人	-		
都市計画区域	宇和地区	約480ha	徒歩圏内	約6,620人	41.4%	-	13.8 人/ha	約5,260人	45.5%	-	11.0 人/ha
			徒歩圏外	約9,370人	58.6%			約6,300人	54.5%		
			計	約16,000人	-			約11,560人	-		
	野村地区	約370ha	徒歩圏内	約3,170人	84.1%	-	8.6 人/ha	約2,180人	82.9%	-	5.9 人/ha
			徒歩圏外	約610人	16.2%			約450人	17.1%		
			計	約3,770人	-			約2,630人	-		
	三瓶地区	約180ha	徒歩圏内	約2,120人	60.2%	-	11.8 人/ha	約1,450人	59.4%	-	8.1 人/ha
			徒歩圏外	約1,400人	39.8%			約980人	40.2%		
			計	約3,520人	-			約2,440人	-		

(7) 日常生活サービス（医・福・商＋基幹的公共交通）徒歩圏充足率

日常生活サービス徒歩圏は、都市計画区域の用途地域を中心にカバーしており、徒歩圏人口カバー率は30.4%となっています。

徒歩圏の平均人口密度は、16.0人/haと低い状況です。



■日常生活サービス利便地域歩圏人口（上：H27年 下：H62年）

日常生活サービス徒歩圏				H27(2015)年				H62(2040)年			
地区	施設数	徒歩圏面積	圏域	カバー人口	人口カバー率	1施設当たりのカバー人口平均	徒歩圏平均人口密度	カバー人口	人口カバー率	1施設当たりのカバー人口平均	徒歩圏平均人口密度
西予市全体	-	約740ha	徒歩圏内	約11,820人	30.4%	-	16.0 人/ha	約8,830人	35.0%	-	11.9 人/ha
			徒歩圏外	約27,100人	69.6%			約16,410人	65.0%		
			計	約38,930人	-			約25,240人	-		
都市計画区域	宇和地区	約440ha	徒歩圏内	約6,600人	41.3%	-	15.0 人/ha	約5,240人	45.3%	-	11.9 人/ha
			徒歩圏外	約9,400人	58.8%			約6,320人	54.7%		
			計	約16,000人	-			約11,560人	-		
	野村地区	約180ha	徒歩圏内	約3,170人	84.1%	-	17.6 人/ha	約2,180人	82.9%	-	12.1 人/ha
			徒歩圏外	約610人	16.2%			約450人	17.1%		
			計	約3,770人	-			約2,630人	-		
	三瓶地区	約70ha	徒歩圏内	約2,050人	58.2%	-	29.3 人/ha	約1,410人	57.8%	-	20.1 人/ha
			徒歩圏外	約1,470人	41.8%			約1,020人	41.8%		
			計	約3,520人	-			約2,440人	-		

(8) 空き家の状況

①市全体の空き家率と全国・愛媛県との比較

総務省の「住宅・土地統計調査」による「住宅総数」に占める「空き家（その他の住宅）」の割合から「空き家率」を算出し、全国平均・愛媛県平均と比較しました。

本市の空き家率は15.5%となっており、全国平均の5.3%、愛媛県平均の9.5%と比較すると極めて高い状況です。空き家の発生抑制やストックの有効活用といった対策が喫緊の課題です。

■空き家の状況（全国・愛媛県との比較）

	住宅総数	空き家(その他の住宅)	空き家率
全国	60,628,600	3,183,600	5.3%
愛媛県	705,200	67,100	9.5%
西予市	20,170	3,130	15.5%

出典：総務省「住宅・土地統計調査」平成25年

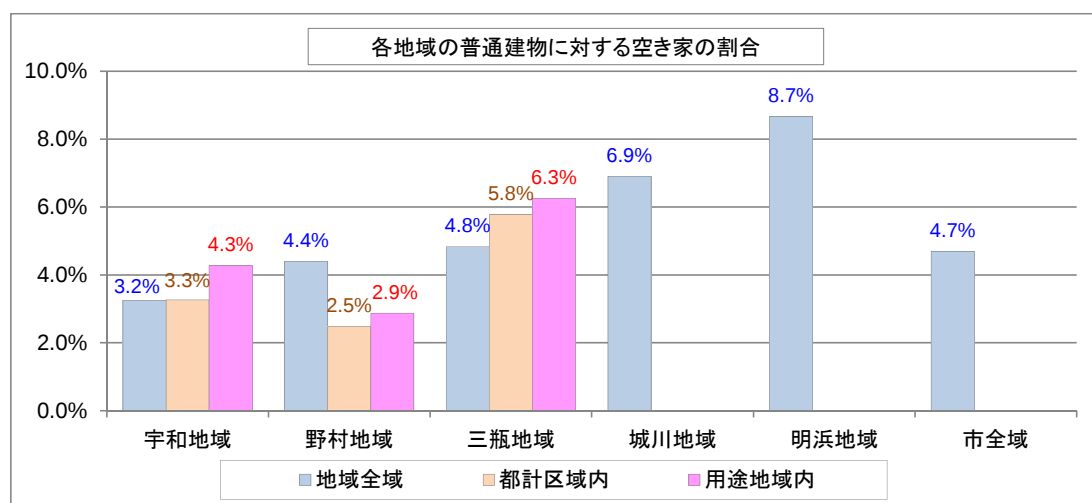
②地域別・空き家の分布状況

次に、地域別の空き家の分布状況を見ています。なお、上述の「住宅・土地統計調査」では、地域別の空き家数や住宅数は公表されていないため、西予市の「空き家調査」による「空き家」の件数及び位置情報と、国土地理院の「国土基盤情報（建築物）」による「普通建物」の件数及び位置情報から、地域別の空き家の分布状況を把握しています。

「普通建物に対する空き家の割合」をみると、市全域では4.7%であり、特に明浜地域が8.7%と高い状況です。

都市計画区域内及び用途地域内における「普通建物に対する空き家の割合」は、宇和地域(宇和地区)は3.3%・用途地域内で4.3%、野村地域(野村地区)は2.5%・用途地域内で2.9%、三瓶地域(三瓶地区)は5.8%・用途地域内で6.3%となっています。

総じて、都市計画区域の中でも、用途地域内で「普通建物に対する空き家の割合」が高く、いわゆる「まちなか」となる区域における対策が課題と考えられます。



■各地域における普通建物に対する空き家の割合

5 . まちづくりの課題

上位・関連計画の方向、現況と課題や市民アンケート、現行都市計画マスタープランの評価等から見た本市の「強み」「弱み」「今後やるべきこと」から、新しい都市計画マスタープランの方向として「まちづくりの課題」と「対応すべきこと」を検討しました。

■第2次西予市総合計画の方向

西予市綱領八策

- ー 地域のたからを活用し
- ー 市全体で
- ー スピード感をもって
- ー 新しいことにチャレンジすることによって
- ー 成長し
- ー 仕事を生み、育て
- ー ひとを呼び込み
- ー 生涯暮らせるまちづくりを実現する

まちデザイン

- ・人が集まることを中心に公共施設等を整備する
- ・人が集まるようなまちデザイン
- ・周辺部は生活利便性を維持しつつ、公共交通を維持する
- ・地域の愛着、地域を自分たちで整備する考えを醸成する

コンパクトシティ

- ・政策の集中と選択、効率化 / 集約したまちづくり
- ・利便性を維持しながら将来安心して暮らせるまちづくり

■現行の西予市都市計画マスタープランの方向

都市の将来像

●まちづくりの基本理念

- 1 自然と文化を生かし育むまち
- 2 交流と活力あふれるまちづくり
- 3 協働・自立のまちづくり

●将来像

「未来へ輝く
ゆめ・ひと・ふれあい西予」

都市づくりの目標(≒方針)

●自然と共生し、活用する
環境共生の都市づくり

- ・多様で豊かな自然環境の保全・育成
- ・地域の自然と歴史・文化が形成した歴史的町並みの保全・整備
- ・自然と調和し、自然を活かした地域産業の振興・活性化

●市民生活を支える都市・
生活基盤の整備

- ・道路、交通体系の整備
- ・公園・緑地等の整備
- ・下水道等の排水処理体系の整備
- ・公共公益施設の整備

●人にやさしい、安全で快
適な居住環境の形成

- ・市街地における良好な居住環境の形成
- ・災害に強いまちづくり
- ・自然と調和した都市景観形成
- ・人にやさしいバリアフリーのまちづくり
- ・水と緑のネットワーク形成

■西予市の強み・弱み・今後やるべきこと（現況分析／アンケート／現行都市マスの進捗評価／グループワークより）※詳細は次頁からの【参考】

	強み	弱み	今後やるべきこと
自然環境 景観	・自然が豊か、自然景観が美しい、 ・一次産業が盛んで特産品が豊富 ・多様な地形、ジオパーク認定、日本の縮図(海・里・山) ・卯之町の町並みに風情がある	・里山や農地の荒廃(管理不足)、担い手の高齢化・不足 ・肱川の親水空間や水辺のネットワークが未整備 ・市域が広く何事も非効率(距離・時間・コスト) ・景観計画が不十分(区域が一部のみ)	・自然の整備・管理、活用(ジオパークとの連携) ・一次産業の振興(担い手確保、ジオレストラン等ブランディング) ・多様性を活かした地産地消・自給自足、エリアマネジメント ・景観計画の策定(卯之町・狩浜)、住民と連携した景観保全
土地利用 都市機能 都市施設	・用途地域周辺には生活利便施設が集積 ・大型小売店舗は、まちなかに一定集積 ・コンパクトなまちづくりは進めるべきとされる (行政サービスや施設利用の向上に期待) ・市街地においては都市基盤、都市施設は一定充実	・市街地の都市機能の集積・活性化が不十分(特に商店街) (まちなかの魅力不足、産業の停滞、雇用の場の不足) ・便利施設周辺の人口が少ない(施設の撤退が懸念) ・空き家が多い(特に用途地域で多い)、空き地も微増 ・都市計画区域外は施設が少ない ・市域に点在する公共施設の更新が困難 ・身近な公園、下水道、住宅密集地等の整備が不足 ・都市計画の認知度が低い(コンパクト化への理解が必要)	・まちなかの強みを活かすエリアマネジメント、まちなかの活性化 ・総合的な市街地整備、災害や空き家の状況を踏まえたまちづくり ・駅前におけるコミュニティスペース確保 ・空き家の活用、空き家情報の提供 ・IC付近等、土地の活用(用途地域指定) ・都市計画区域外での施設充実(喫茶店など) ・地域に必要な施設・機能の集約、周辺部等公共施設の集約 ・公園・下水道など既存施設の維持・効率的な利用・活用
公共交通 道路	・用途地域周辺では公共交通の利便性は高い ・公共交通は市域全体をカバー (便数などにより使いにくい) ・高速道路が整備済み、依津バイパス整備中	・市全体では公共交通が弱い・不便、自動車に依存 ・市街地内での道路改良や区画道路等の整備が不十分 ・地域間を跨いだ移動は少ない(卯之町の拠点性が弱い) ・市外への移動が多い(市内移動が少なく一体感が無い)	・交通結節点の強化、公共交通の充実(モビリティマネジメント) ・高速道路PAの整備要望 ・可能な箇所や効果的な箇所からの道路整備 ・既存インフラの維持・充実
防災 安全安心	・防災訓練が盛ん(明浜・三瓶地域)	・津波(特に三瓶市街地)、洪水、土砂災害の懸念 ・老朽化した空き家や住宅密集地が危険	・災害リスクを踏まえたまちづくり検討 ・危険な空き家の除去(補助)、空き家除去後の跡地活用
医療福祉 コミュニティ 学校	・医療機関はまちなか等に一定集積 ・「ひと」がやさしい、祭りが盛ん(明浜・三瓶地域) ・教育や文化に注力	・高齢化が進行(用途地域周辺でも30%以上) ・高齢者福祉施設や保育施設が不十分(高齢化・少子化) ・市域が広く考え方が違う(一体感の不足) ・小学校統廃合、施設の老朽化、高等学校の生徒数の減少	・観光客を呼び込む(地域の祭りや文化・行事を活用) ・住民による地域自治の強化(支援) ・旧学校・旧幼稚園跡地の活用、私塾(学び)の充実
その他	・のんびりとした雰囲気	・人口減少の進行、ぜい弱な財政基盤	・若者定住やUターンの促進

即す

踏まえる

計画の見直し

※赤字は市街地の課題
など、立地適正化計画
に関連する事項

■新しい西予市都市計画マスタープランの方向

【まちづくりの課題(案)】

- ・西予市ならではの自然・景観の保全、多様性を活かした地域の活性化
- ・身近な生活環境や災害リスクを考慮したまちの基盤整備
- ・まちなかの魅力向上・利便性の維持、周辺部の生活機能の維持と地域間のネットワーク強化
- ・市民との協働・役割分担の推進、行財政の健全化

【対応すべきこと】

- ・西予市ならではの自然・文化、多様性を活かす。地域と地域の調和、共生の推進
- ・身近な生活環境、基本的な都市基盤の整備。災害リスクと共生するまちづくりの推進。
- ・拠点の創出・魅力強化、都市機能及び居住の誘導。拠点のネットワーク、公共交通の充実。
- ・地域づくり組織への支援等、市民との協働・役割分担。それによる行財政の健全化。

【凡例】	ピンク色：現況分析	青色：アンケート	朱色：現行都市マス進捗評価	緑色：グループワーク
------	-----------	----------	---------------	------------

		強み	弱み	今後やるべきこと
自然環境・景観	自然環境	・全市的に自然豊か、地形が多用、緑が多い ・気候が良い(温暖) ・「自然に囲まれたまち」、「農林水産業のまち」が重視	・里山の荒廃 ・肱川の親水空間、水辺のネットワークが未整備(検討組織が存在しない)	・自然に手を入れて整備し、活用していく ・ジオパークと連携した自然の活用(ソフト対策の充実)、レンタサイクルの仕組み構築やアウトドアへの活用
	景観	・卯之町の町並みに風情がある(“はちのじ”まちづくりの取組) ・自然景観がすばらしい	・景観計画が不十分(区域が一部のみ) ・修景基準が不足、地域住民の理解が希薄	・景観計画の策定(卯之町地区・狩浜地区)、細やかな修景基準等の設定 ・地域住民との協働による景観保全、住民の意識向上 ・景観計画を策定(区域拡大)し、自然を守る
	一次産業	・農林水産物や特産品が豊富 ・地区外からの農業の担い手が増加傾向	・担い手の高齢化、減少 ・耕作放棄地の増加	・一次産業(農業)の振興 ・担い手の確保、農地の維持と多面的機能の発揮 ・地産地消、「ジオレストラン」の整備(地域のブランディング)
	西予市ならではの多様性	・多様な地形と「ジオパーク」の指定 ・市域が広い、多様性が魅力(地形が多用、気候が多用) ・日本の縮図(海～里～山がある) ・四国カルスト台地のダイナミックな風景	・市域が広く、何事も非効率(距離、時間、コスト)	・地形(高低差)を活かし、同じ品目を四季を通じて栽培するなど、戦略的に産業化する ・日本の縮図として、多様性を活かして自給自足できる ・地域の個性を活かす(エリアマネジメント) ・地域ごとの住民自治の強化(支援)
土地利用・都市機能・都市施設	都市計画区域内の状況 (都市施設等)	・用途地域周辺には生活利便施設が集積(一定コンパクトな市街地) ・大型小売店舗は、まちなかに一定集積	・生活利便施設周辺の人口密度が低い(施設撤退が懸念) ・用途地域内よりも用途地域外で開発がある(開発規模は縮小) ・市街地における都市機能の集積、活性化が不十分 ・商業施設の充実や既存商店街の活性化が不十分(各商店街の連携不足) ・まちなか(用途地域内)で地価の低下が顕著	・まちなかの強みを活かすためのエリアマネジメント ・総合的な市街地整備、災害リスクや空き家の状況等を踏まえたまちづくり検討 ・IC 付近の農振地域の見直し等、土地の利活用(用途地域の見直し、指定) ・地域に必要な施設・機能の集約 ・駅前におけるコミュニティスペースの充実、物産店の整備 ・各商店街の連携、経済団体の連携
	都市計画区域外の状況 (都市施設等)	-	・都市計画区域外に施設が少ない ・市域に点在する公共施設の更新が困難(合併による機能重複)	・明浜など都市計画区域外の施設充実(喫茶店など) ・「初期の目的は達成した」という考え方での公共施設の集約
	その他の都市施設の状況	-	・身近な公園の整備や污水排水の整備、住宅密集市街地の解消などが不十分 ・文化的施設が少ない	・広場や施設跡地を活用した公園整備 ・小型合併浄化槽の設置等污水处理の概成 ・既存施設の維持管理
	空き家・空き地の状況	-	・空き家率が極めて高い(特に用途地域内で空き家が多い) ・空き家が活用されておらず情報も入手にくい ・都市計画区域では、三瓶の用途地域で空き地が増加傾向	・空き家対策の充実、空き家除去後の跡地活用の検討 ・空き家の活用(民泊、企業の社宅等)、空き家情報の提供(リノベーションできる物件も含めて)
	雇用の場	-	・企業誘致等の「仕事づくり」が重視される ・産業振興、雇用の場の充実	・企業誘致(IC付近、三瓶市街地等)
	コンパクトなまちづくりに向けて	・コンパクトなまちづくりを「積極的に進めるべき」は過半 ・コンパクトなまちづくりで「行政サービス」、「医療・福祉施設などの利用しやすさ」などの向上が期待	・コンパクトなまちづくりへの正しい理解が必要(都市計画の認知度が低い)	-

		強み	弱み	今後やるべきこと
公共交通・道路	公共交通	・公共交通は市域全体を一定カバー ・基幹的バス停(駅)が、用途地域に集中	・基幹的公共交通が弱い(自動車に依存) ・交通結節点での鉄道・バスの乗継が不便、路線バスとスクールバス等の混在 ・「公共交通の利便性」や「徒歩や自転車の移動しやすさ」が課題(路線バスの利用率は1割) ・公共交通が不便、費用が高い	・公共交通の充実(市の支援による低価格化/利用促進/ノンステップ等車両の改善) ・交通結節点の充実や利便性の向上、スクールバス活用 ・市民が積極的に公共交通を使う、モビリティマネジメントの導入
	道路整備	・松山自動車道(西予宇和IC)が整備済み ・道路の整備が進む(俵津バイパス等)	・市街地内での道路改良、区画道路の整備、都計道路の整備等が不十分(用地・予算が課題) ・県道に狭い区間が残る(城川、大野ヶ原等)	・IC付近の企業誘致に向けた検討 ・(仮称)宇和PAの整備要望 ・可能か箇所から道路整備(効果的な箇所からの整備も検討) ・既存インフラの維持、整備
	移動の状況	-	・地域間を跨いだ移動は少ない ・卯之町の拠点性が弱い ・市外への移動(流出)が多い ・一体感が無い(市内移動が少ない)	-
防災・安全安心	防災 安全安心	・明浜・三瓶では防災訓練が盛ん	・土砂災害の警戒区域・危険区域が点在 ・宇和、三瓶の市街地は水害が懸念(肱川浸水/津波浸水) ・緊急避難場所まで遠い住宅が多い ・老朽化した空き家の倒壊等が懸念 ・防災組織の高齢化が進む、活性化が必要	・災害リスクを踏まえたまちづくり検討 ・危険な空き家の除却の補助 ・ハード対策を進めながら、自主防災組織への支援等ソフト対策を強化
医療福祉・コミュニティ・学校	医療福祉	・医療機関は一定充実(まちの周縁部には少ない)。	・高齢化率が高い ・高齢者福祉施設、保育所のカバー率は低い(人口30万人都市と比較して) ・まちづくりにおいて「少子化対策」、「高齢者福祉」が重視されている ・病院の充実、医師の確保が必要	-
	コミュニティ	・手上げ型交付金による地域自治 ・三瓶・明浜では、秋の感謝祭等、祭りが盛ん ・“ひと”が素直、やさしい	・まちづくりにおいて「コミュニティ活動などが活発なまち」が重視されている ・市域が広く、考え方が違う(一体感の不足)	・手上げ型交付金を活用した住民による地域自治の強化(支援) ・各地の祭で旅行会社と連携し、観光客を呼び込む(地域にお金落ちる仕組みを考える)
	教育・学校	・教育や文化に力を入れている	・適切に管理されておらず施設が老朽化(宇和地区小学校、宇和・野村・三瓶中学校) ・小学校の統廃合が進む ・各高等学校の生徒数が減少	・老朽化した施設の改修 ・旧学校、幼稚園跡地の活用 ・校長、PTA会長がともに今後の対策を話し合う ・私塾の充実
その他	その他	・のんびりした雰囲気	・総人口の減少、世帯の減少、少子化 ・財政基盤がぜい弱	・都市部に出た西予市出身者同士の出会いの場づくり(婚活)、Uターンの促進 ・若者を呼び込むイベントの開催(婚活、交流、農林水産物の活用)

課題1 西予市ならではの自然・景観の保全、多様性を活かした地域の活性化

本市が誇る「西予四国ジオパーク」の認定を受けた多様な地形や豊かな自然、美しい景観と、そこに生活する人々が培ってきた『西予市ならではの多様性』は、本市の最大の強みと言えます。

しかし、市民からは、この『西予市ならではの多様性』が十分に活用できていない、「市民が『西予市の強み』に気づいていない」、「多様な地域がある反面、各地域がバラバラである」といった意見が挙げられています。

本市の強みである多様な地形や自然、景観等を活かして、地域ごとの個性を活かしたまちづくりや地域のマネジメントに取り組むとともに、これらを通じて、地域の活性化につなげていく必要があります。

課題2 身近な生活環境や災害リスクを考慮したまちの基盤整備

市民が安全・安心な暮らし続けるためには、公園や下水道等の基本的な都市基盤の充実が必要です。しかし、都市計画区域外の既存集落等においては、まだまだ都市基盤や生活を支える施設が充実しておらず、今後も引き続き整備していくべき地域が多く見られます。人口減少が続く現在において、これまで以上の人口減少（特に人口の社会減）を抑えるためにも、身近な生活環境の整備が必要です。

また本市は、三瓶・明浜地域における南海トラフ巨大地震等による津波災害、宇和地域における台風や豪雨に伴う肱川の水害、山間部や傾斜地における土砂災害等のリスクが懸念されています。このような災害リスクを考慮したまちづくりが必要です。

さらに近年、全市的に空き地・空き家の増加が喫緊の課題となっており、これに対応する必要があります。

課題3 まちなかの魅力向上・利便性の維持、周辺部の生活機能の維持と地域間のネットワーク強化

本市では、宇和・野村・三瓶地区の都市計画用途地域を中心に、いわゆる「まちなか」となる区域においては、一定の都市機能や基幹的な公共交通が集積し、便利に暮らせる環境が整っています。

しかし、まちなかにおける人口密度が低く、今後も人口減少が予測されており、このままの傾向が続くと、まちなかの魅力低下や都市全体での健全な都市経営の阻害といったことが懸念されます。

また、旧5町の合併によって誕生した本市においては、旧町単位で公共施設が整備されており、同じ種類の施設が市域に点在しています。今後、これらの施設の適切な維持管理・集約が必要です。

そのため、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を取り入れながら、拠点の形成とまちのコンパクト化、公共交通の充実、周辺地域の不要な公共施設等の戦略的な集約等により、まちなかの魅力創出と都市全体での健全な都市経営を図っていくことが必要です。

課題4 市民との協働・役割分担の推進、行財政の健全化

本市は人口減少・少子高齢化をはじめ、産業の衰退や財政の悪化等、様々な課題を抱えています。

本市が直面する課題を乗り越えていくためには、行政だけでまちづくりを担うことは不可能であり、行政と市民の協働が不可欠です。市民をはじめ各分野の団体・事業者・行政などの協働や異業種間での連携による取組が不可欠と言えます。

そのため、全市で一律の政策を行うのではなく、地域の特性に即した政策を行うとともに、市民の“やる気”を引き出し、地域を担うすべての人々が主体としての役割と責任を認識し、協働によりまちづくりを進めることが必要です。

第2編 全体構想

第1章 都市計画・まちづくりの基本理念

基本理念は、本市が目指す都市計画・まちづくりの根本的な考え方を示すものです。

本計画の上位計画となる「第2次西予市総合計画」では、『変革、それこそ夢と希望を叶える唯一のすべである』をテーマに、以下の「西予市綱領八策」を掲げています。

西予市綱領八策	
一、地域のたからを活用し、	
一、市全体で	
一、スピード感を持って	
一、新しいことにチャレンジすることによって	
一、成長し、	
一、しごとを生み、育て	
一、ひとを呼び込み、	
一、生涯暮らせるまちづくりを実現する。	

また、都市計画・まちづくりに関連する分野としては、「まちデザイン」や「コンパクトシティ」といった観点で、方向性を示しています。

まちデザイン	・人が集まるところを中心に公共施設等を整備する ・人が集まるようなまちデザイン ・周辺部は生活利便性を維持しつつ、公共交通を維持する ・地域の愛着、地域を自分たちで整備する考えを醸成する
コンパクトシティ	・政策の集中と選択、効率化／集約したまちづくり ・利便性を維持しながら将来安心して暮らせるまちづくり

本計画は、総合計画が目指すまちの方向性を都市計画・まちづくりの部門から実現化していくものです。そこで、総合計画の考え方を踏まえながら、20年後という長期間にわたる本市の都市計画・まちづくりを見据えるため、以下の基本理念を掲げることとします。

(1) 強く競争力のある経済を築く

都市は、市民の経済活動の基盤となります。健全で持続的な都市経営のもとで仕事を生み、育て、市民の経済活動を活性化していけるように、強く競争力のある経済を築きます。

(2) 中心市街地の活力を確保する

まちの活性化や賑わいの創出と、行政コスト・都市経営コストの抑制に向けて、人が集まるところをまちの中心とした集約型都市構造を実現するため、市全体を支える中心市街地の活力を確保します。

(3) 農村地域の繁栄を促進する

本市は、多様な地形のもとで川沿いや海辺に農村地域が生まれ、平坦な土地では市街地が形成されてきました。これからも、本市を支える農村地域の繁栄を促進します。

(4) 持続可能な交通を促進する

地域と地域をつなぎ、市民の日常生活や日常の移動を支える、持続的な公共交通を促進します。

(5) 質の高い情報通信基盤を支持する

高度情報社会の中で地域が活力を持ち、発展していくためには、情報の的確な収集・分析、地域の情報発信・PRが必要であり、質の高い情報通信基盤を指示します。

(6) 質の高い住宅の幅広い選択を提供する

生涯暮らせるまちづくりの実現に向けて、一人ひとりが暮らしたい場所に暮らすことができるよう、質の高い住宅の幅広い選択を提供します。

(7) グッド・デザインを要求する

誰もが住みたいと思えるまちづくりに向けては、民間企業とも連携した人が集まるまちデザインが重要であり、そのためのグッド・デザインを要求します。

(8) 健全なコミュニティを促進する

人口減少の中、本市の財政事情は非常に厳しい状況であり、地域の暮らしの質を高めるためには、地域が自立した取組が必要です。地域コミュニティの維持・活性化を図り、健全なコミュニティを促進します。

(9) ジオパークを推進する

本市は旧 5 町の合併により誕生しましたが、旧町が個別に発展してきたこともあって、合併の効果が十分発揮されていません。そのような中、市を統一する「四国西予ジオパーク」の価値を再認識し、産業振興や様々な学習につなげるよう、ジオパークを推進します。

(10) 自然災害の課題に対処する

自然に囲まれた本市は、土砂災害や津波災害、洪水等の水害など、様々な自然災害のリスクが懸念されます。本市が誇る豊かな自然や多様性の中で、安心した暮らしを確保するため、災害リスクとの共生を目指し、自然災害の課題に対処します。

(11) 自然環境を保全し、向上させる

本市の最大の魅力である豊かな自然や多様な地形を守り、後世に継承し、本市が将来にわたって発展し続けていくことができるよう、自然環境を保全し、向上させます。

(12) 歴史的環境を保全し、向上させる

本市は南予の中心として活躍した歴史を脈々と受け継いでおり、卯之町地区など歴史的資源が地域の環境や質を高めている場所が多く見られます。このような歴史的環境を保全し、向上させます。

※この基本理念は、英国の都市計画の基本方針を参考にしたものです。

第2章 まちの将来像

1. 将来像

先に示した都市計画・まちづくりの基本理念を受けて、本市が目指すまちの将来像を以下のように定めます。

パターン1：グループワーク等で特に意見が多かった「多様性」、「多様な地域」、「地域の連携」といった課題に重点を置いた将来像のパターン

キーワード	考え方（将来像に込めたい思い）
多様な地域	西予市の多様性を活かす、地域ごとのまちづくりを行う
連携	多様な地域が西予市として連携・一体となって取り組む
誇り	これまで育んできた歴史・文化や学びを『誇り』に持つ
未来をつむぐ	市民、事業者、行政 みんなが主体となってまちづくりを担う

【将来像の案】

案① 多様な地域が連携した、誇りあるまちづくり ～西予の未来をつむぐ～

案② 多様な地域が連携し、誇りあるまち ～未来の西予をつむぐ～

案③ 未来をつむぐまち 西予 ～多様な地域が連携した、誇りあるまちづくり～

案④ 多様性と連携による誇りあるまちづくり ～西予の未来をつむぐ～

パターン2：井上委員からご提案頂いた将来像の案

キーワード	考え方（将来像に込めたい思い）
どの世代にも	赤ちゃん、こども、学生さん、働く人、妊婦さん、お父さん、若者からお年寄りまで、どの世代の人、どんな境遇にある人も、全ての人が住みやすいまちを目指す。
いつもずっと	今も、未来も、どの時代も。変わりながらずっと。
ちょうどいい	消極的なようですが、「ちょうどいい」って結構難しい。 “たくさん”はなくて良いけれど、きちんと“良いもの（上質なもの）”が少しずつあれば、洗濯もできるし、豊かに暮らせるということ。

【将来像の案】

案⑤ どの世代にも いつもずっと ちょうどいい 西予の暮らし

パターン3：パターン1とパターン2の折衷案

【将来像の案】

案⑥ 多様な人と地域がつむぐまちづくり

～いつもずっと ちょうどいい 西予の暮らし～

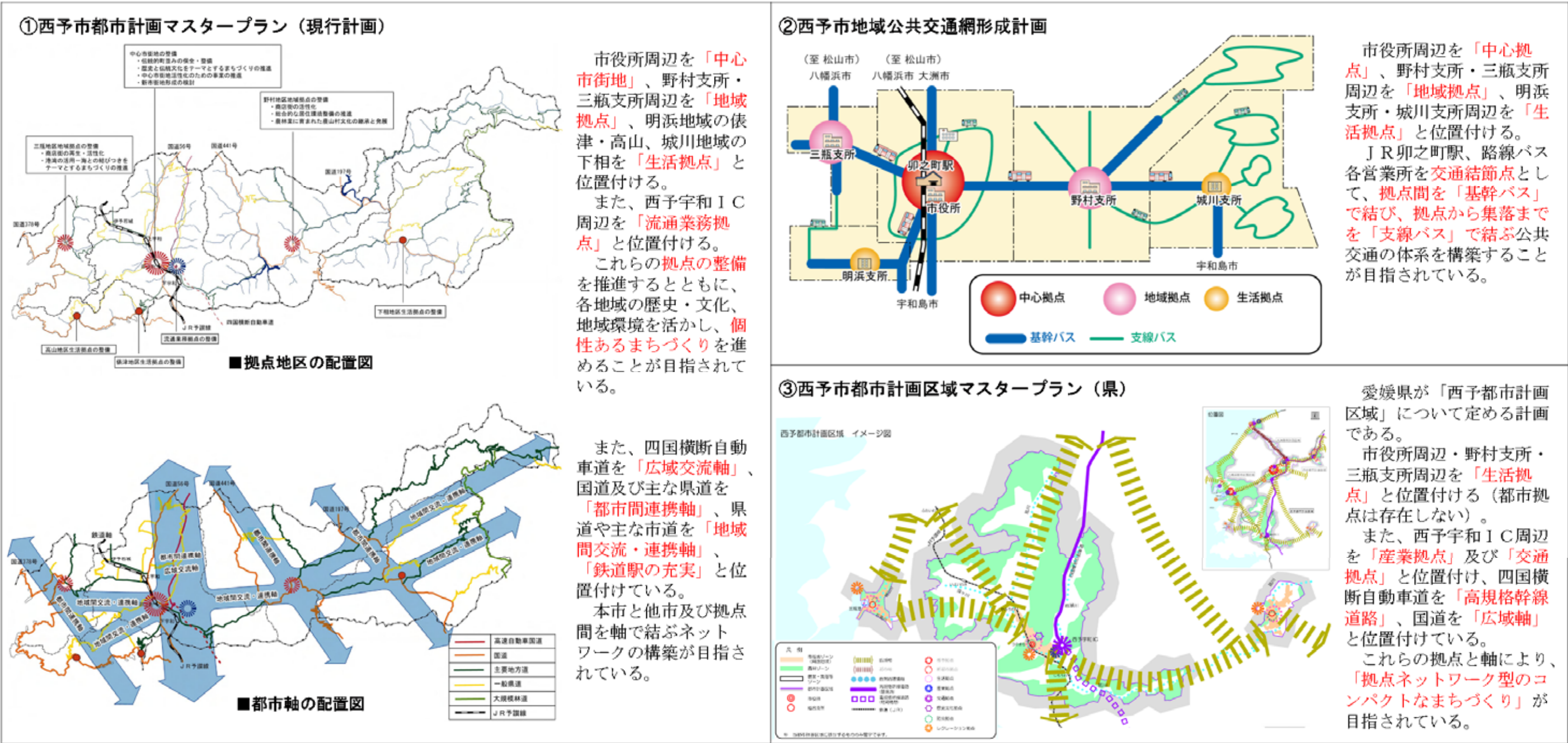
2. 将来まち構造

本市が目指すまちの将来像に向けて、実現すべき将来のまちの骨格・構造を定めます。

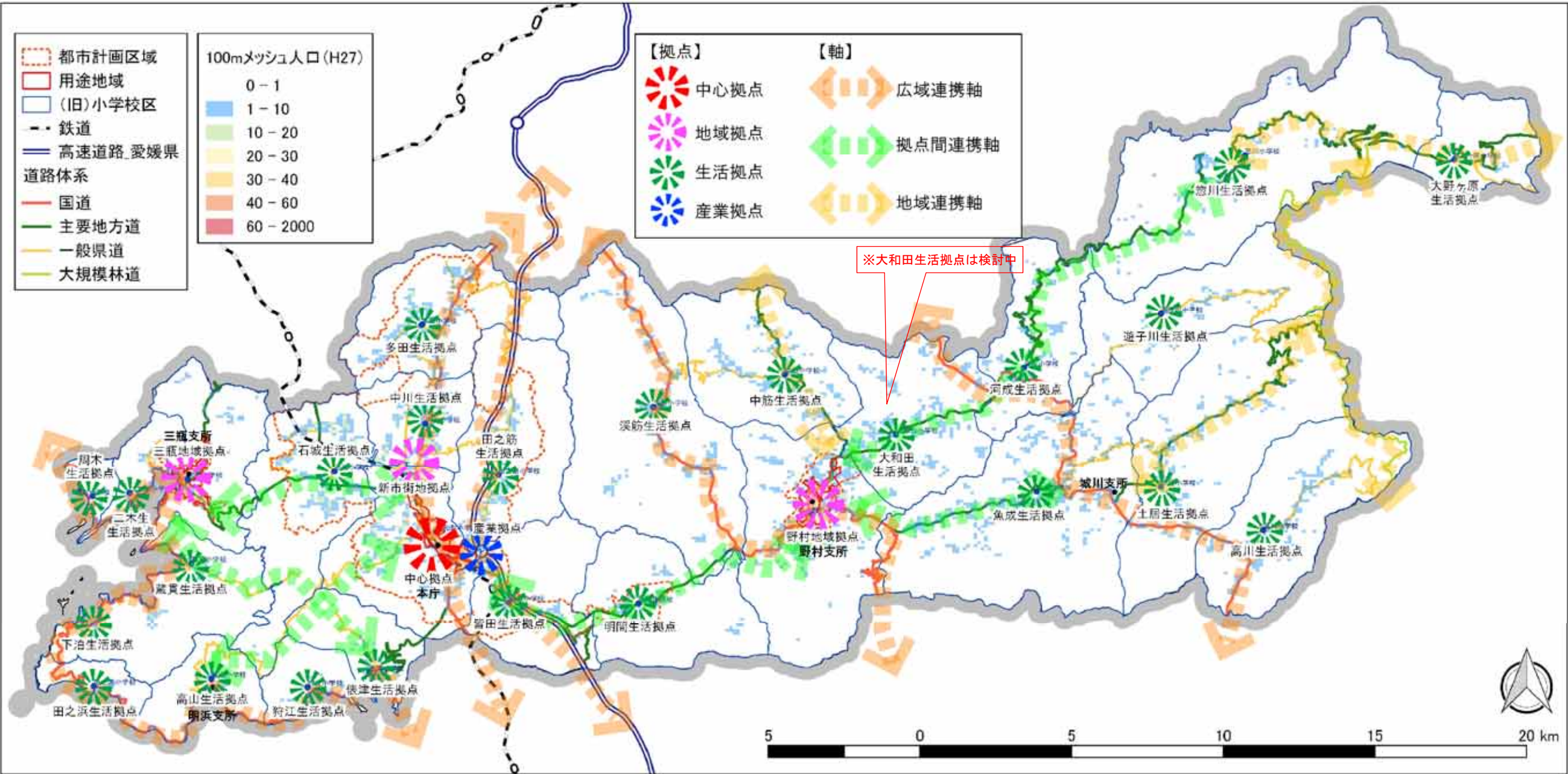
本市は、市役所やＪＲ予讃線・卯之町駅と駅前の商店街、市立西予市民病院等が立地する宇和地域の市街地を市の中心拠点とし、野村地域・三瓶地域の市街地を地域拠点と位置付け、拠点の創出と拠点同士の連携によるまちづくりを目指します。

目指すべき将来まち構造の検討に当たっては、上位・関連計画に示されるまちの構造を踏まえながら、検討を行っています。

●上位・関連計画に示されるまちの構造



●まち構造図（案）



拠点整備の方針について

都市計画区域内の場合：

都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」の中で、拠点整備の方針について記載する。
また、立地適正化計画と都市計画マスタープランの整合を図ることが必要となる。

中心拠点（宇和）、野村地域拠点、三瓶地域拠点、
新市街地拠点（坂戸・上松葉）、産業拠点（西予宇和IC）

・立地適正化計画では、「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」を定める。

都市機能誘導区域：医療、福祉、商業等の都市機能を、都市の**中心拠点**や**地域の拠点**に誘導・集約することにより、これら各種サービスの効率的な提供を図る区域

居住誘導区域：人口減少の中にあっても一定エリアにおいて**人口密度を維持**することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、**居住を誘導**すべき区域

・都市機能誘導区域では、必要な機能を誘導するため、税制優遇等メリットが得られる。

都市計画区域外の場合：

都市計画マスタープランの中で、拠点整備の方針について記載する（立地適正化委計画は、区域外）。

高山生活拠点、狹津生活拠点、田之浜生活拠点、狩江生活拠点、石城生活拠点、多田生活拠点、中川生活拠点、田之筋生活拠点、皆田生活拠点、明間生活拠点、溪筋生活拠点、中筋生活拠点、大和田生活拠点、河成生活拠点、悠川生活拠点、大野ヶ原生活拠点、魚成生活拠点、遊子川生活拠点、土居生活拠点、高川生活拠点、周木生活拠点、二木生活拠点、蔵貫生活拠点、下泊生活拠点

・生活拠点を整備する手法として、「小さな拠点づくり」がある。また、都市計画マスタープランに小さな拠点づくりの方向性を位置付けることが必要となる。

小さな拠点：中山間地域等における複数の集落を含む生活圏において、必要な生活サービスを受けられる環境を維持するため、住民と行政等の協働で取り組む拠点づくり。 例）生活機能の集約・確保、地域資源の活用による仕事の創出等

●拠点整備の方針

多様な地域の連携によるまちづくりに向けて、地域の生活を支える拠点を創出し、拠点の特性に応じた居住や都市機能の集積を図るなど、計画的なまちづくりを進め、集約型都市構造の実現を目指します。

それぞれの拠点の位置づけと整備方針を以下に示します。

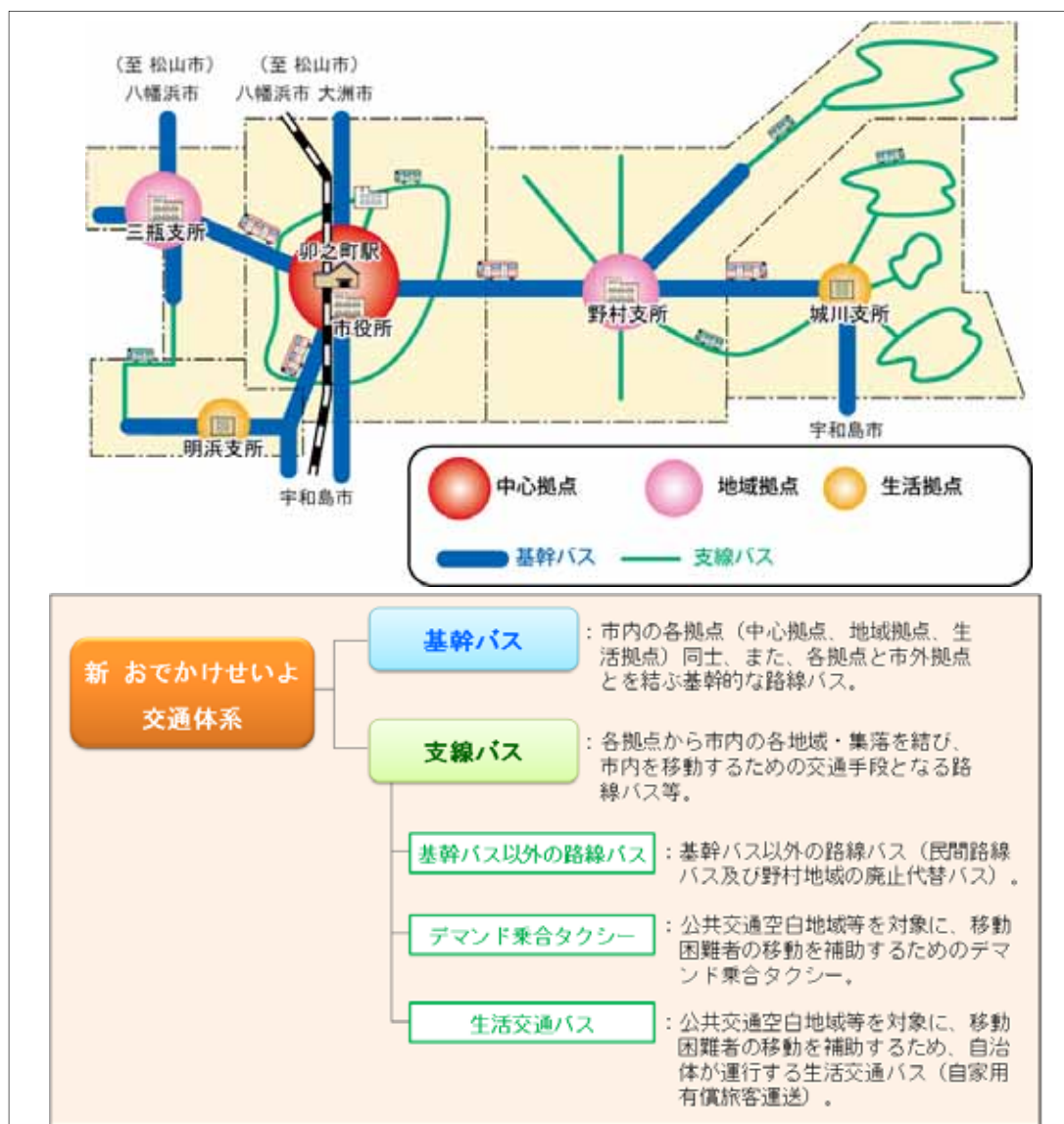
拠点	位置づけと整備方針
中心拠点	○卯之町駅周辺 卯之町駅の周辺を中心拠点として位置づけ、西予市の中心市街地として都市機能を高め、歴史・文化・教育の気風が漂う広域的な交流拠点を目指します。
地域拠点	○野村支所周辺 野村支所の周辺を地域拠点として位置づけ、様々な都市機能が集積する利便性の高いまちを目指します。
	○三瓶支所周辺 三瓶支所の周辺を地域拠点として位置づけ、様々な都市機能が集積する利便性の高いまちを目指します。
新市街地拠点	○西予市民病院周辺 西予市民病院周辺から近年人口が微増している宇和地区市街地の北部近辺を新市街地拠点として位置づけ、新たな需要に必要な都市機能の確保を図り、生活利便性の高いまちを目指します。
生活拠点	○中心拠点・地域拠点以外で生活圏（旧小学校区）の中心となる拠点（旧小学校や公民館が立地する地点） 既存集落の中心となり、また、市民の日常生活を支える旧小学校区や公民館周辺の地点を生活拠点として位置づけ、日常生活に必要な機能の維持・確保を図ります。
産業拠点	○西予宇和 IC 周辺 交通利便性の高い西予宇和 IC 周辺を産業拠点と位置づけ、本市の産業・雇用の場の中心を担う拠点として、企業誘致や物流産業の集積を図り、市全体での産業の活性化を目指します。

なお、中心拠点、地域拠点、新市街地拠点の整備にあたっては、居住や医療、福祉、商業などの都市機能の誘導、持続可能な公共交通の確保などに関する事項を位置づけた「立地適正化計画」を作成し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」による計画的なまちづくりを進めます。

●ネットワーク整備の方針

高齢化の進行により、自家用車を運転することが難しい高齢者の増加等が予想されることから、拠点の連携を実現するためには、公共交通の充実が必要となります。

西予市地域公共交通網形成計画では、本市が目指すべき公共交通のあり方を以下の概念図で示しています。



■西予市地域公共交通網の概念（西予市地域公共交通網形成計画）

拠点の連携に向けては、基幹的な路線バスである「基幹バス」で中心拠点と地域拠点を結び、連携を図ります。

また、基幹バスにより、城川地域（旧城川町）や明浜地域（旧明浜町）における生活拠点とも連携します。さらに、各拠点から市内の各地域・集落を「支線バス」で結びます。

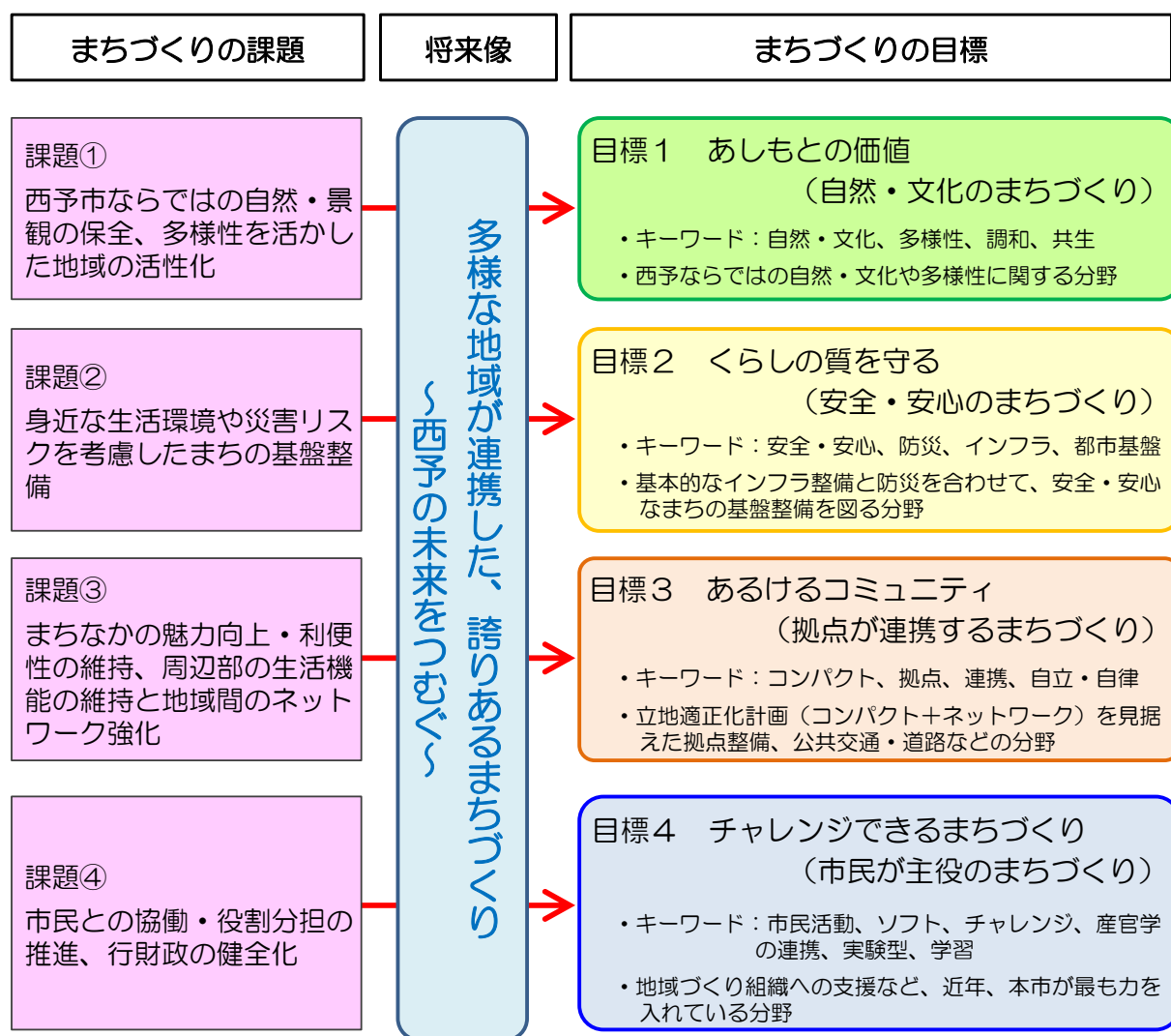
このような考え方で、拠点同士の連携及び拠点と居住地の連携を図り、ネットワークの充実化に努めていきます。

3. まちづくりの目標

(1) まちづくりの目標の考え方

まちづくりの課題を解決し、将来像である「(仮) 多様な地域が連携した、誇りあるまちづくり ～西予の未来をつむぐ～」を実現するため、以下の4つのまちづくりの目標を設定します。

このまちづくりの目標を目指して、都市計画マスタープランでは、都市計画・まちづくりに関する様々な施策を位置付けていきます。



(2) まちづくりの目標

目標1 あしもとの価値（自然・文化のまちづくり）

- ・本市は、四国山地の隆起によって海拔0mから標高1,400m地帯までの多様な地形を有し、海・里・山の豊かな自然と美しい景観の中で、各地域がそれぞれの歩みを遂げてきました。また、地域の人々が育んできた地域独自の文化・風習や多様な暮らしが地域の個性を生み出し、『西予ならではの多様性』を形成しています。
- ・しかし、このような地域の魅力や資源を十分活用できていない状況です。本市ならではの自然や文化、多様性など、自分たちの“あしもと”にある大きな価値を知り、地域の“たから”と捉えて、まちづくりに活用し、地域の活性化を目指します。
- ・また、このような自然や地形、景観を適切に保全するとともに、地域が育んできた文化・風習を未来へ継承していきます。
- ・多様な地域と地域が協働し、全市が一体感を持ってまちづくりに取り組むため、地域の気持ちを醸成します。

目標2 くらしの質を守る（安全・安心のまちづくり）

- ・本市では、都市計画用途地域を中心に公園、下水道といった都市基盤の整備が進んでいますが、市全体でみると、整備が進んでいない地域も見られます。今後は、生活拠点を中心に必要な基盤整備を進め、質の高く市民が安心して暮らすことができる住環境の形成を目指します。
- ・本市では土砂災害や津波災害等の災害が懸念されることから、避難場所の整備や土砂災害対策工事の実施、構造物や建築物の計画的な耐震化といったハード対策に取り組むとともに、地域の避難体制の充実や自主防災組織の活性化といったソフト対策を充実し、安全・安心なまちづくりの実現を目指します。
- ・人口減少の進行に伴い、近年、空き地・空き家の増加が懸念されています。空き地・空き家の増加は、地域の活力低下を招くとともに、防災・防犯上の問題にもつながります。今後は、空き地・空き家の有効活用や危険な空き家の除却に取り組むとともに、空き地・空き家の発生抑制を図ります。

目標3 あるけるコミュニティ（拠点が連携するまちづくり）

- ・用途地域が指定される宇和・野村・三瓶地区の中心部では、一定の都市機能が集積し、既にコンパクトな市街地が形成されています。今後は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づき、集約型都市構造の形成を図り、中心拠点・地域拠点の形成とまちなかの魅力創出、まちのコンパクト化を目指します。
- ・用途地域外の生活拠点については、地域住民とともに、必要な生活拠点の確保・維持を図ります。

- ・市全体のネットワークの強化により拠点へのアクセス向上を図り、都市全体での生活利便性を確保することにより、拠点が連携し、遠くてもネットワークでつながる “あ
るけるコミュニティ” の構築を目指します。
- ・“選択と集中” の観点から、周辺地域の不要な公共施設等の戦略的な集約等により、市
全体での健全な都市経営を目指します。

目標4 チャレンジできるまちづくり（市民が主役のまちづくり）

- ・本市が将来にわたってその市政を維持し、市民が安心して生涯暮らし続けることがで
きるまちづくりを実現するために、常に危機感を持って新しいチャレンジを繰り返し
ながら、さらなる進化・成長を目指します。
- ・既存のルールや枠組みに捉われず、地域の特性に即した政策を実行していきます。
- ・市民、団体・事業者、行政等における「地域内外の連携」を推進し、それぞれの役割
分担とネットワークの構築により、地域の課題解決を図ります。
- ・まちづくりの主役は行政ではなく、市民であることを尊重し、市民の“やる気”を引
き出しながら、“やりたい人”を支え、市民が主役となる持続可能なまちづくりの実現
を目指します。

第3章 部門別・まちづくりの方針

「自然・文化のまちづくり」、「安全・安心のまちづくり」、「拠点が連携するまちづくり」、「市民が主役のまちづくり」の4つの目標の実現を目指して、以下の分野別・まちづくりの方針によって具体的なまちづくりに取り組みます。

部門別 まちづくりの方針	1. 土地利用
	2. 都市施設 ・道路・交通ネットワーク ・公園・緑地 ・下水道・河川
	3. 自然・景観
	4. 防災・減災

■まちづくりの目標と部門別・まちづくりの方針の関係

まちづくりの目標 部門別・まちづくりの方針		あしもとの 価値 (自然・文化)	くらしの質を 守る (安全・安心)	あるける コミュニティ (拠点・連携)	チャレンジで きるまちづくり (市民・協働)
土地利用		●	●	●	● (全部門 に関係)
都市施設	道路・交通 ネットワーク	—	●	●	
	公園・緑地	●	●	—	
	下水道・河川	●	●	—	
自然・景観		●	—	—	
防災・減災		—	●	—	

※関係するところに「●」

1 . 土地利用

(1) 土地利用の基本方針

- ・地勢的な特徴や土地利用現況、将来的な土地利用意向を踏まえ、土地利用の「ゾーン」を設定し、めりはりのある土地利用を図ります。また地域に応じた土地利用を実現できるよう、市街地の状況や都市施設の整備状況等を踏まえて、用途地域の見直しや地区計画制度の活用等を検討します。
- ・本計画及び関連計画等に位置づけがある場合を除き、市街地の拡大を抑制することを基本とします。特に都市計画用途地域外における開発については、開発許可制度の厳格な運用等により、必要最小限の開発にとどめることとします。
- ・中心拠点・地域拠点において、都市機能の集約・高度化に向けた土地利用を図るとともに、生活拠点において、地域の生活利便性を確保するため、必要な施設の維持・確保に向けた土地利用を図ります。
- ・本市が誇る豊かな自然や地域が受け継いできた営農環境・酪農環境を保全し、都市と自然が調和した土地利用を図ります。

(2) ゾーンごとの土地利用方針

①生活サービス機能ゾーンの整備方針

用途地域のうち商業地域や近隣商業地域が指定され、都市機能の集約・高度化を図るゾーン（立地適正化計画の都市機能誘導区域）

- ・生活サービス機能ゾーンにおいては、医療・福祉・商業施設といった生活サービス施設の充実、娯楽機能の確保等、地域の魅力や生活利便性を高める都市機能の集約・高度化を図ります。
- ・空き地・空き家や空き店舗を都市機能の受け皿として活用する等、既存ストックの有効な利活用による都市機能の集約を図ります。
- ・宇和地区の中心拠点においては、宇和地域（旧宇和地域）の拠点としてだけでなく、市全体さらには南予地域の広域的な拠点としての求心力を高めるよう、既存商店街の再生・活性化や公共公益施設・文化施設の充実等を図ります。また、卯之町の伝統的建造物群保存地区に代表される歴史的な町並みを保存します。
- ・野村地区の地域拠点においては、野村地域（旧野村町）及び城川地域（旧城川町）の拠点として、日常的な生活利便性を高めるよう、商店街の再生・活性化や各施設の維持・充実を図ります。
- ・三瓶地区の地域拠点においては、三瓶地域（旧三瓶町）及び明浜地域（旧明浜町）の拠点として、日常的な生活利便性を高めるよう、商店街の再生・活性化や各施設の維持・充実を図ります。

②市街地ゾーンの整備方針

生活サービス機能ゾーンの周辺であり、住居系の用途地域が指定され、居住の集積を積極的に図るゾーン（立地適正化計画の居住誘導区域）

- ・生活サービス機能ゾーン周辺における生活利便性が高い地区を市街地ゾーンとし、居住の集積を図ります。
- ・上松葉地区等、近年居住の集積が進みつつある地区については、良好な住環境の確保が図られるよう、都市基盤の整備と合わせた適切な土地利用を図ります。
- ・空き地や空き家等の住宅ストックの利活用を図り、一人ひとりのニーズに対応した幅広い住宅の提供を図るとともに、市街地の適切な更新に努めます。

③一般宅地ゾーンの整備方針

生活サービス機能ゾーン及び市街地ゾーンを除く用途地域のうち、住居系の用途地域が指定され、ゆとりを持った居住を促進するゾーン

- ・既存市街地の良好な住環境を維持し、ゆとりを持った暮らしを促進します。

④産業ゾーンの整備方針

生活サービス機能ゾーン及び市街地ゾーンを除く用途地域のうち、工業系の用途地域が指定され、工業をはじめとした産業系の土地利用を促進するゾーン

- ・沿岸部の水産業や内陸部の小規模工業等、地域に根付いた産業を支えられるよう、産業振興施策と連携した都市基盤の整備を図ります。
- ・宇和地区の産業拠点においては、本市の産業・雇用の場の中心を担う拠点として、市全体での産業の活性化を目指し、企業誘致や物流産業の集積を図ります。

⑤集落・農地ゾーンの整備方針

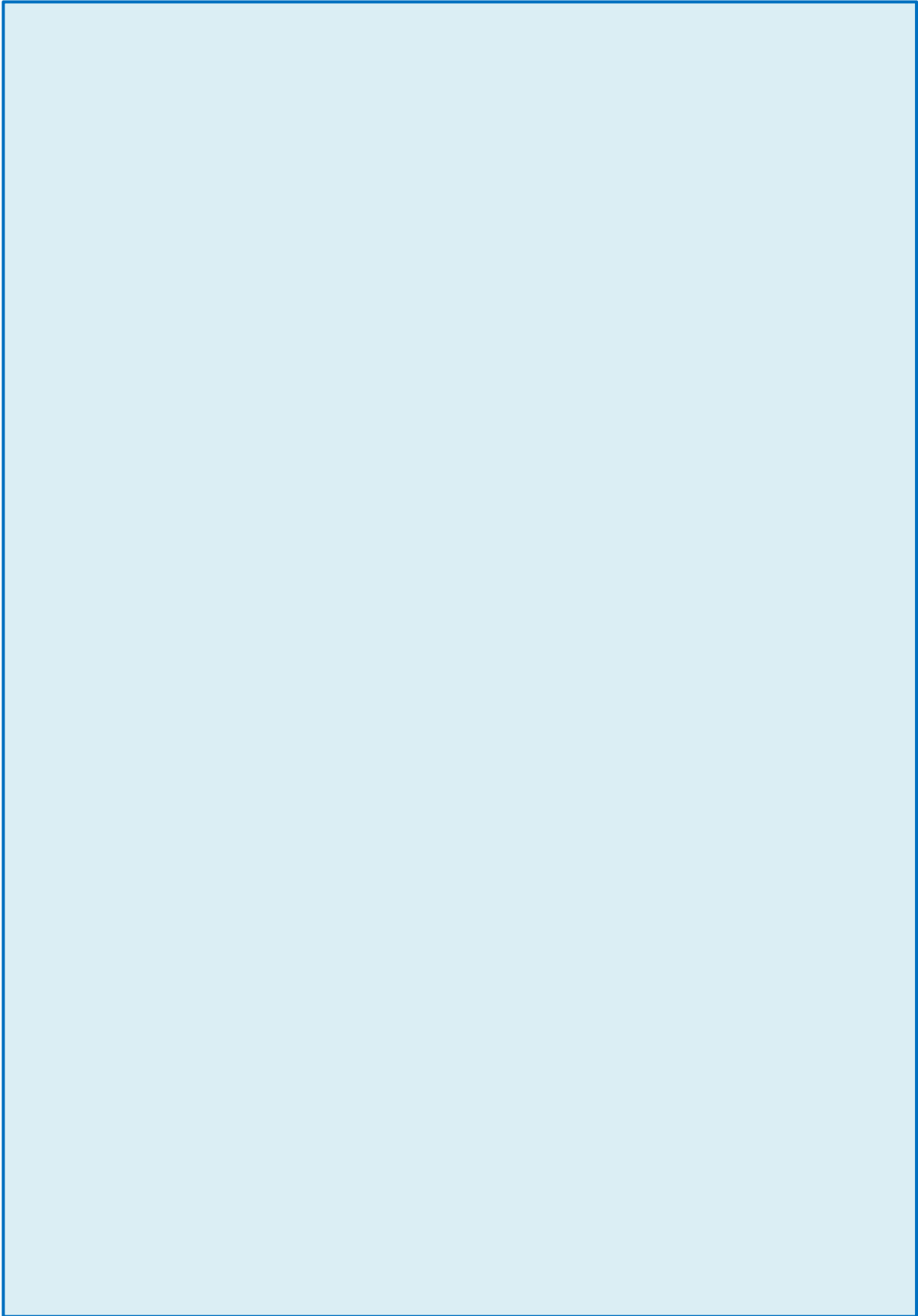
用途地域外の既存集落及び農地を基本に、農村としての住環境と営農環境の向上を図るゾーン（農振農用地周辺）

- ・既存集落の住環境整備を図ります。また、集落の住環境を保全するため、無秩序な開発を抑制します。
- ・優良農地の保全に努め、米や野菜、果樹、畜産等の生産の維持・振興を図ります。
- ・農業振興施策と連携した観光振興や農村景観の保全・活用を図ります。

⑥森林・河川・湖沼ゾーンの整備方針

森林や河川、湖沼等、自然的な土地利用の保全・活用を図るゾーン

- ・森林や河川、湖沼等、本市が誇る豊かな自然の保全を図るとともに、ジオパークや観光振興施策と連携した自然の有効活用を図ります。



■土地利用方針図（未）

2 . 都市施設

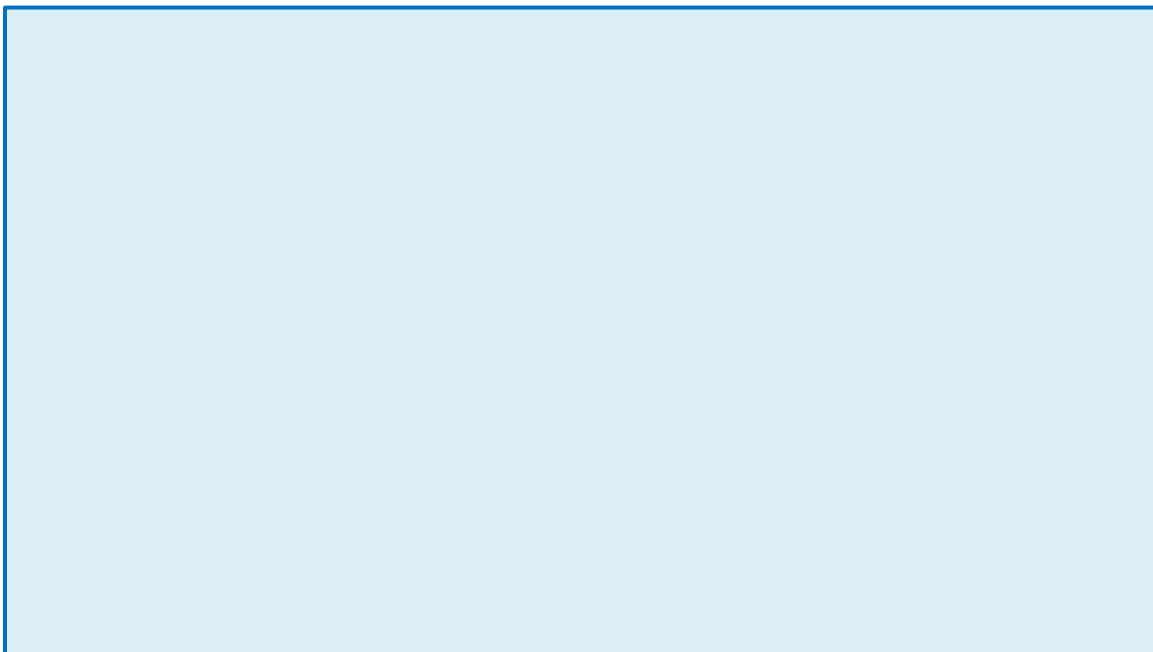
(1) 道路・交通ネットワークの基本方針

①道路整備の方針

- ・高速自動車国道及び一般国道を広域連携軸と位置付けます。国や県と連携しながら、市内外さらには県外との連携強化に向けて、広域連携軸の整備を促進します。
また、円滑な移動を促進するため、高速道路の料金体系の見直しを検討します。
- ・主要地方道を拠点間連携軸と位置付けます。また、一般県道及び大規模林道を地域連携軸と位置付けます。拠点連連携軸は地域と地域を結ぶ重要な路線として、また、地域連携軸は地域内を結ぶ路線として、県と連携しながら整備を促進します。
- ・主要な市道など地区の幹線道路、区画道路の整備と適切な維持管理を図り、日常生活の利便性の維持・向上に努めます。

②公共交通

- ・中心拠点と地域拠点を結び、基幹的な路線バスである「基幹バス」の利便性向上と利用の促進を図ります。
- ・拠点どうし及び拠点から市内の各地域・集落を結ぶ「支線バス」の維持対策に努めるとともに、利用を促進します。
- ・利用状況や市民のニーズを踏まえながら、路線バスの運行内容等の見直しを行います。
- ・鉄道については、JR 予讃線が運行しており、広域的な輸送機関として重要です。鉄道の利用を促進するとともに、駅周辺の魅力向上を図ります。



■交通ネットワーク方針図（未）

(2) 公園・緑地の基本方針

- ・都市計画区域内では、7つの都市公園が都市計画決定されており、6公園が整備済みとなっています。今後は、現在整備中の津布理公園の整備を推進します。また都市公園以外の公園についても、駅前広場等の空間を利用し、市民の憩いの場としての整備を図ります。
- ・都市計画区域外については、身近な公園が不足する地区もみられることから、このような地区において整備を進めます。

(3) 下水道・河川の基本方針

- ・公共下水道は、野村地区において概ね完了し、宇和地区において整備が進んでいます。三瓶地区においては、雨水公共下水道の整備が計画されています。今後も、公共下水道の整備を推進するとともに、既存集落における集落排水整備を進め、汚水・雨水処理の適正化を図ります。
- ・河川については、肱川水系の治水対策を推進するとともに、公共下水道等による汚水処理や浚渫の実施等により、河川の水質向上に努めます。

3 . 自然・景観

(1) 自然・景観の基本方針

- ・本市が誇る豊かな自然や多様な地形を保全し、将来に継承していきます。
- ・自然や多様な地形が持つ価値を再認識し、市内外に周知を図り、地域のまちづくりへの活用を促進します。
- ・景観のルールづくり等により、四国カルストや宇和海等の景勝地、宇和地区卯之町の歴史的町並み等、美しく価値が高い景観の保全を図ります。

4 . 防災・減災

(1) 防災・減災の基本方針

- ・本市では、宇和地区の水害や野村地区の土砂災害、三瓶地区の津波災害と土砂災害等、市街地において災害が懸念されます。
- ・避難場所の整備や土砂災害対策工事の実施、構造物や建築物の計画的な耐震化といったハード対策に取り組むとともに、地域の避難体制の充実や自主防災組織の活性化といったソフト対策を充実し、安全・安心なまちづくりの実現を目指します。
- ・万が一、災害が起こった際に備えて、災害からの迅速な復興を見据えた事前復興計画の検討等、事前防災・減災の対策に努めます。

今後、主に地域別構想で施策を詳しく整理していきます

方針１ 土地利用

- ・地勢的な特徴や土地利用現況、将来的な土地利用意向を踏まえ、土地利用の「ゾーン」を設定し、めりはりのある土地利用を図ります。また地域に応じた土地利用を実現できるよう、市街地の状況や都市施設の整備状況等を踏まえて、用途地域の見直しや地区計画制度の活用等を検討します。
- ・本計画及び関連計画等に位置づけがある場合を除き、市街地の拡大を抑制することを基本とします。特に都市計画用途地域外における開発については、開発許可制度の厳格な運用等により、必要最小限の開発にとどめることとします。
- ・中心拠点・地域拠点において、都市機能の集約・高度化に向けた土地利用を図るとともに、生活拠点において、地域の生活利便性を確保するため、必要な施設の維持・確保に向けた土地利用を図ります。
- ・本市が誇る豊かな自然や地域が受け継いできた営農環境・酪農環境を保全し、都市と自然が調和した土地利用を図ります。

関連する 施策分野		現行都市マスでの位置づけ				今後の位置付け（不要な施策は×）						
		現行都市マスの施策	施策の進捗・今後の方針			(参考)現行都市マスの方針	全体 構想	地域別構想				
			成果・強み	課題	今後の方針			宇 和	野 村	三 瓶	明 浜	城 川
1-1	住宅地	●低層住宅地、中低層住宅地の 良好な居住環境形成	・道路沿い水路への石蓋設置による幅員の 確保	・都市計画道路・区画道路等の整備が不十分 ・用地・予算の確保が課題	・地元要望を踏まえながら、老朽水道管の 更新等に合わせて計画的に道路を整備 ・可能な箇所から整備(効果的な場所からの 整備も検討) ・水路への石蓋設置	三瓶市街地地区整備の方向	-	-	-	●	●	-
		●一般住宅地の良好な居住環境 形成		・区画道路等の整備が不十分(財政的な課 題)	・老朽水道管の更新に合わせた計画的な道 路整備	三瓶市街地地区整備の方向	-	-	-	●	●	-
		●山間・中山間集落における居住 環境整備	・路網整備、森林整備	・担い手の育成が最重要	・担い手の育成 ・森林の多面的機能の持続的発揮 ・環境教育やレクリエーションなどへの活用 ・バイオマスタウン構想	みのりとまちの交流ゾーンの地域 整備の方向	-	●	●	-	-	●
		●一般住宅地における居住環境 整備の推進	・道路改良事業を順次実施	・改良する道路の優先順位付けが必要	・優先順位を考えながら整備	宇和市街地地区整備の方向	-	●	-	-	-	-
		●肱川右岸の整備	・肱川右岸の宅地化した箇所においてイン フラを整備中	・これ以上、右岸の整備は必要なし	・立地適正化計画の中で見直す	宇和市街地地区整備の方向	-	●	-	-	-	-
1-2	中心拠点	●JR 卯之町駅周辺の整備	・卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業を推 進		・町内で連携し、駅前周辺の整備を進める	市民生活を支える都市・生活基盤 の整備	●	●	-	-	-	-
		●市本庁舎の建設	・本庁舎建設済み		(建設済、施策完了)	市民生活を支える都市・生活基盤 の整備	-	-	-	-	-	-
		●宇和市街地の居住環境整備の 推進(歴史的町並み)	・卯之町伝建地区:排水性舗装を実施、水 路等を修景 ・商店街:道路をカラー舗装 ・地域住民の意識向上 ・修理修景への補助 ・手上げ型交付金制度を活用した住民自治 の強化	・区域全体での道路整備は不十分 ・カラー舗装の劣化対策(通過速度の制限 等)、更新時の検討が必要 ・地域住民の理解促進が必要 ・商店街の活性化が必要	・水路や道路の維持、寿命後の再整備 ・卯之町の町並み保存事業で、歴史的な町 並み景観をつくる ・卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業、西 予市商店街空洞化対策事業	人にやさしい、安全で快適な居住 環境の形成	-	●	-	-	-	-
		●宇和市街地の居住環境整備の 推進(商業業務地)	・JR 卯之町駅周辺の用途地域を見直し ・コンビニなど新店舗の出店、既存店舗の大 型化	・閉店した店舗も多い ・下松葉国道沿道地区等、用地の活用につ いて検討が必要	・商業業務機能の集積(新規出店、既存店 舗の拡大等)を促進	人にやさしい、安全で快適な居住 環境の形成	-	●	-	-	-	-
		●公共公益施設等におけるバリ アフリー化の推進	・法施行以後の施設はバリアフリー化が完 了 ・新しい公共施設のバリアフリー化		・施設のバリアフリー化に関する啓発 ・歩道整備等、道路のバリアフリー化の検討	人にやさしい、安全で快適な居住 環境の形成	●	●	●	●	●	●
		●ユニバーサルデザインに配慮し た整備	・卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業での ユニバーサルデザインの導入		・卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業や市 街地整備事業で、ユニバーサルデザインに 配慮	人にやさしい、安全で快適な居住 環境の形成	●	●	-	-	-	-
		●都市機能の整備・充実	・卯之町の重伝建地区選定 ・公共公益施設(市役所)の新築 ・オフサイトセンター(原子力災害対策拠点) の誘致	・商店街の活性化、商業・業務機能の集積 拡大が不十分 ・ソフト対策(エリアマネジメント)が必要	・都市機能誘導区域を設定し、公共公益施 設を集約するとともに、エリアマネジメントに 取り組む ・卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業、西	みのりとまちの交流ゾーンの地域 整備の方向	-	●	●	-	-	-

関連する 施策分野		現行都市マスでの位置づけ					今後の位置付け（不要な施策は×）					
		現行都市マスの施策	施策の進捗・今後の方針			（参考）現行都市マスの方針	全体 構想	地域別構想				
			成果・強み	課題	今後の方針			宇 和	野 村	三 瓶	明 浜	城 川
					予市商店街空洞化対策事業							
		●新市街地の検討	・拠点機能の誘導	・用地地域内は空家・空き地が多くなる ・地域に必要な施設の集約化が必要	・居住誘導、施設の集約により、都市機能を維持	みのりとまちの交流ゾーンの地域整備の方向	-	●	-	-	-	-
		●国道 56 号、主要幹線	・用途地域の変更 ・上松葉地区・坂戸地区における用途地域の指定を検討中	・用途地域の見直しに時間がかかる（農業部局との調整）	・上松葉・坂戸の用途指定を引き続き検討	みのりとまちの交流ゾーンの地域整備の方向	-	●	-	-	-	-
		●伝統的建造物群保存地区の指定	・伝建地区に指定済み	・細やかな修景基準や住民との協働体制が必要	（指定済、施策完了）	宇和市街地地区整備の方向	-	●	-	-	-	-
		●建築物等に対するデザインマニュアルの作成と普及		・卯之町景観計画の策定について、住民の理解が得られていない	・引き続き計画策定に努める	宇和市街地地区整備の方向	-	●	-	-	-	-
		●商店街の活性化	・空き家調査を実施、空き家を利活用できるよう推進 ・手挙げ型交付金事業により住民主体の地域づくりを推進	・商店街の活性化、親しみやすい景観形成、区画道路の拡幅は不十分 ・空き家所有者には利用意思があまり無い	・駅前や庁舎周辺において舗装の高品質化等を予定 ・優先的に区画道路を整備する箇所を決めて整備する ・商店街へのサテライトオフィス進出を促進 ・卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業、西予市商店街空洞化対策事業 ・空き家所有者への理解を促進 ・地域づくり活動への支援	宇和市街地地区整備の方向	-	●	-	-	-	-
		●国道 56 号沿道の環境形成	・宇和中学校等公共施設の塀の整備（周辺景観の意識）	・国道 56 号沿道商店等での緑地設置ができていない（開発申請が無く、指導が出来ない）	・景観の向上（開発や屋外広告物の適正化）	宇和市街地地区整備の方向	-	●	-	-	-	-
		●国道 56 号～IC 付近の整備	・用途地域を変更		・土地利用について引き続き検討	宇和市街地地区整備の方向	-	●	-	-	-	-
		●卯之町駅及び駅周辺の整備	・駅及び駅周辺の整備を検討、平成 28 年度より本格的に整備	・エリアマネジメントが必要	・平成 32 年度整備完了予定 ・エリアマネジメントに取り組む	宇和市街地地区整備の方向	-	●	-	-	-	-
		●国道 56 号沿道地区	・用途地域の指定を検討中	・用途地域の見直しに時間がかかる（農業部局との調整）	・用途地域の指定手続き	宇和市街地地区整備の方向	-	●	-	-	-	-
1-3	地域拠点	●市庁舎の整備	・新庁舎整備済		（建設済、施策完了）	宇和市街地地区整備の方向	-	●	-	-	-	-
		●保健医療施設	・西予市民病院を開院		（病院開設済、施策完了）	市民生活を支える都市・生活基盤の整備	×	×	×	×	×	×
		●野村市街地の居住環境整備の推進	・軽トラ市等を利用 ・空き家の取り壊しによる空き地化 ・手上げ型交付金制度を活用した住民自治の強化	・区画道路は未整備 ・空き家の更新（建替え）は少ない、空き家対策が必要 ・空き家除却後の空き地活用が必要	・空き家・空き地対策	人にやさしい、安全で快適な居住環境の形成	-	-	●	-	-	-
		●三瓶市街地の居住環境整備の整備	・手上げ型交付金制度を活用した住民自治の強化（三瓶地域からは申請なし）	・市街地のハード整備（区画道路の整備・老朽住宅の更新等）が不十分 ・三瓶地区（用途地域）の津波被害を踏まえたまちづくり検討	・総合的なハード整備、津波を踏まえたまちづくり検討 ・銀天街のアーケード撤去に合わせた、舗装工事・朽水道管の布設更新・街灯等の景観整備 ・手上げ型交付金制度の継続	人にやさしい、安全で快適な居住環境の形成	-	-	-	●	-	-
		●三瓶市街地地区の整備の方針	・三瓶支所の移設（旧保健センター） ・商店街以外の店舗跡地の解消	・三瓶地区（用途地域）の津波被害を踏まえたまちづくり検討 ・商店街の充実・整備が必要	・津波を踏まえたまちづくり検討 ・銀天街のアーケード撤去に合わせた、舗装工事・朽水道管の布設更新・街灯等の景観整備	オレンジ・海洋ゾーンの地域整備の方向	-	-	-	●	-	-
		●集落居住地区の整備の方針	・高山地区・明浜支所機能の充実に向けた計画を策定中 ・俵津地区・明浜地域の生活拠点として概ね整備	・津波浸水区域では、施設の建設位置や安全対策等、検討が必要	・高浜地区の計画策定・計画推進 ・明浜支所の移築、高山地区・俵津地区への機能集約 ・旧小学校区単位でのコミュニティ形成	オレンジ・海洋ゾーンの地域整備の方向	-	-	-	●	-	-
		●拠点とシンボル軸の形成	・国道 378 号の整備（継続的に実施）	・国道 378 号に幅員が狭い箇所も残る ・用地・予算の確保が課題 ・商店街カラー舗装が損傷、整備が遅れて	・国道 378 号の整備を要望・実施 ・可能な箇所から整備（効果的な場所からの整備も検討）	三瓶市街地地区整備の方向	-	-	-	●	-	-

関連する 施策分野		現行都市マスでの位置づけ					今後の位置付け（不要な施策は×）					
		現行都市マスの施策	施策の進捗・今後の方針			(参考)現行都市マスの方針	全体 構想	地域別構想				
			成果・強み	課題	今後の方針			宇 和	野 村	三 瓶	明 浜	城 川
				いる	・商店街カラー舗装の通常アスファルトによる舗装補修							
		●三瓶文化会館一帯の生活拠点機能の充実・整備	・朝立会館の新設 ・市道 64 号線の認定	・市道 64 号線が未舗装	・未舗装の 64 号線の舗装改良	三瓶市街地地区整備の方向	-	-	-	●	-	-
		●海の駅潮彩館の整備・充実	・全国海の駅ネットワーク への加盟		・施設の改修	三瓶市街地地区整備の方向	-	-	-	●	-	-
		●銀天街、大街道の商店街の活性化	・旧三瓶総合支所跡地を駐車場として整備		・銀天街アーケード撤去後の景観形成	三瓶市街地地区整備の方向	-	-	-	●	-	-
		●都市基盤の整備		・区画道路等の整備が不十分 ・用地・予算の確保が課題	・老朽水道管の更新に合わせた計画的な道路整備 ・可能な箇所から整備(効果的な場所からの整備も検討)	三瓶市街地地区整備の方向	-	-	-	●	-	-
		●企業誘致		・三瓶地域への企業誘致ができていない	・八幡浜三瓶線、宇和三瓶線沿いにも企業を誘致	三瓶市街地地区整備の方向	-	-	-	●	-	-
		●野村市街地地区の整備の方向	・乙亥会館の近隣には都市機能が一定立地、育複合施設「ゆめちゃんこ」も整備 ・乙亥会館周辺における道路整備 ・商店街の排水性カラー舗装 ・ポケットパークの整備	・都市機能の充実が不十分	・野村支所の建替工事及び老朽化している乙亥の里の修繕と合わせた各主要施設の集約	みのりとまちの交流ゾーンの地域整備の方向	-	-	●	-	-	-
		●流通業務地区の整備の方向	・伊賀上、明石、皆田へ企業誘致を進めるための用途地域の指定を検討中	・用途地域の見直しに時間がかかる(農業部局との調整)	・伊賀上、明石、皆田の用途指定を引き続き検討	みのりとまちの交流ゾーンの地域整備の方向	-	●	-	-	-	-
		●下松葉地区	・用途地域の指定を検討中	・用途地域の見直しに時間がかかる(農業部局との調整)	・用途地域の指定手続き	宇和市街地地区整備の方向	-	●	-	-	-	-
		●流通業務機能集積を促進する地区	・用途地域の指定を検討中	・用途地域の見直しに時間がかかる(農業部局との調整)	・用途地域の指定手続き	宇和市街地地区整備の方向	-	●	-	-	-	-
		●宇和病院の改修	・市立西予市民病院として移転新築	・旧宇和病院跡地の利活用が必要	・旧宇和病院跡地は、図書館や認定幼稚園としての利用を期待	宇和市街地地区整備の方向	-	●	-	-	-	-
		●商店街の活性化と住宅密集地の解消	・花いっぱい運動への商工会員等の参加	・商店街の市街地景観形成、住宅密集地の良好な居住環境整備は不十分 ・商店街の後継者不足、空き店舗増加	・個店対策と良好な居住環境形成の促進 ・商店街の活性化と住宅密集地の解消	野村市街地地区整備の方向	-	-	●	-	-	-
		●公共施設等の充実・整備		・公会堂:老朽化し、使用していない ・シビックセンターとは言えない状態であり、エリアマネジメントが必要	・野村支所を新築する予定(総合複合庁舎となるプランも検討) ・エリアマネジメントに取り組む ・将来を見据えた施設規模・機能の適正化	野村市街地地区整備の方向	-	-	●	-	-	-
		●乙亥の里の整備・充実	・乙亥会館の修繕・補修	・カト温泉及び販売・飲食施設の顧客数が頭打ち	・乙亥の里の速やかな修繕 ・集客力向上に向けた検討	野村市街地地区整備の方向	-	-	●	-	-	-
		●国道 441 号沿道	・国道 441 号沿道は店舗が多く、多くの用途がある	・地権者等の意向から、地域環境に配慮した商業施設の整備や公共施設の整備は難しい	・関係者等と協議し整備を推進	野村市街地地区整備の方向	-	-	●	-	-	-
		●企業誘致		・企業誘致ができていない	・企業誘致を推進	野村市街地地区整備の方向	-	-	●	-	-	-
1-4	生活拠点	●学校教育施設	・耐震化率 100%を達成(統廃合に伴う)	・宇和地区の小学校の改修、宇和・野村・三瓶中学校の改修 ・長期間放置されていた施設が多く、財源の確保が課題	・老朽化した学校施設の改修	市民生活を支える都市・生活基盤の整備	●	●	●	●	●	●
		●社会福祉施設	・特別養護老人ホーム “皆楽園”を設置		(福祉施設整備済、施策完了)	市民生活を支える都市・生活基盤の整備	×	×	×	×	×	×

方針 2 都市施設

(1) 道路・交通ネットワーク

①道路整備

- ・高速自動車国道及び一般国道を広域連携軸と位置付けます。国や県と連携しながら、市内外さらには県外との連携強化に向けて、広域連携軸の整備を促進します。
また、円滑な移動を促進するため、高速道路の料金体系の見直しを検討します。
- ・主要地方道を拠点間連携軸と位置付けます。また、一般県道及び大規模林道を地域連携軸と位置付けます。拠点連連携軸は地域と地域を結ぶ重要な路線として、また、地域連携軸は地域内を結ぶ路線として、県と連携しながら整備を促進します。
- ・主要な市道など地区の幹線道路、区画道路の整備と適切な維持管理を図り、日常生活の利便性の維持・向上に努めます。

関連する 施策分野		現行都市マスでの位置づけ				今後の位置付け（不要な施策は×）						
		現行都市マスの施策	施策の進捗・今後の方針			(参考)現行都市マスの方針	全体 構想	地域別構想				
			成果・強み	課題	今後の方針			宇 和	野 村	三 瓶	明 浜	城 川
2-1	広域道路	●高速自動車国道	・四国横断自動車道は整備済み	・具体的な要望・活動が必要	・宇和町新城への「宇和 PA(仮称)」整備を要望する ・市からも提案していく	市民生活を支える都市・生活基盤の整備	●	●	-	-	-	-
		●広域幹線道路	・国道 378 号: 依津バイパス等を整備中 ・国道 441 号: 野村市街地における歩道整備	・未整備路線: 国道 378 号、国道 441 号(整備中) ・国への協力が必要	・主要幹線を適切に維持 ・国道 378 号・国道 441 号の改良を継続	市民生活を支える都市・生活基盤の整備	●	-	●	●	●	-
		●国道 378 号の整備促進		・国道 378 号の住宅地を走る区間における改良及び整備 ・用地・予算の確保が課題	・早期整備を強く要望 ・可能な箇所から整備(効果的な場所からの整備も検討)	三瓶市街地地区整備の方向	-	-	-	●	●	-
		●主要地方道八幡浜三瓶線・宇和三瓶線の機能維持	・整備完了		(整備完了、施策完了)	三瓶市街地地区整備の方向	×	×	×	×	×	×
		●四国横断自動車道の整備促進	・四国横断自動車道は整備済み	・具体的な要望・活動が必要	・歯長峠付近にスマートICを整備したい ・市からも提案していく	宇和市街地地区整備の方向	-	●	-	-	-	-
		●国道 56 号、主要地方道宇和野村線・宇和三瓶線の機能維持	・重要な路線として、機能の維持		・引き続き、機能維持	宇和市街地地区整備の方向	-	●	●	-	-	-
		●主要地方道宇和明浜線、一般県道宇和高山線の整備促進	・整備中	・用地・予算の確保が課題	・引き続き整備 ・可能な箇所から整備(効果的な箇所からの整備も検討)	宇和市街地地区整備の方向	-	●	-	-	-	-
		●一般県道鳥坂宇和線の整備促進		・一部未整備区間あり ・用地・予算の確保が課題	・引き続き整備 ・可能な箇所から整備(効果的な箇所からの整備も検討)	宇和市街地地区整備の方向	-	●	-	-	-	-
		●国道 441 号の整備促進	・野村地区: 整備がほぼ完了	・野村地区から鬼北町に続く区間の整備について検討が必要	・鬼北町方面への整備 ・歩道整備を含めた道路改良	野村市街地地区整備の方向	-	-	●	-	-	-
●主要地方道宇和野村線の機能維持	・維持管理(沿道の草刈り等)	・県予算の縮小から、草刈り等は十分実施できていない	・県と連携し機能を維持	野村市街地地区整備の方向	-	●	●	-	-	-		
2-2	市内道路	●地域幹線道路	・域拠点を結ぶ路線は整備済み ・宇和・明浜間の幹線、野村・城川の周辺の幹線を整備中	・国への協力が必要	・主要幹線の適切な維持 ・周辺部の幹線整備を継続	市民生活を支える都市・生活基盤の整備	●	●	●	●	●	●
		●地区幹線道路	・都市計画道路の見直し ・カラー舗装など道路の高質化	・用地・予算の確保が必要	・引き続き維持 ・可能な個所から整備していく ・効果的な場所から整備することも検討	市民生活を支える都市・生活基盤の整備	●	●	●	●	●	●
		●区画道路	・市街地拡大に伴う道路整備	・予算の確保 ・市街地内での拡幅等を伴う道路整備が必要であるが、予算等の兼ね合いでバランスよく進めることが必要	・維持修繕や整備の継続、新規整備について、バランスよく進める	市民生活を支える都市・生活基盤の整備	●	●	●	●	●	●
		●主要な道路における歩道設置等の推進	・主要な道路において歩道整備中	・用地・予算の確保が必要	・新たな歩道設置の検討 ・可能な個所から歩道整備(効果的な場所から整備することも検討)	人にやさしい、安全で快適な居住環境の形成	●	●	●	●	●	●

関連する 施策分野		現行都市マスでの位置づけ					今後の位置付け（不要な施策は×）					
		現行都市マスの施策	施策の進捗・今後の方針			(参考)現行都市マスの方針	全体 構想	地域別構想				
			成果・強み	課題	今後の方針			宇 和	野 村	三 瓶	明 浜	城 川
		●都市計画道路の整備	・都市計画道路の見直し ・道路改良の計画・施工		・老朽水道管の更新に合わせた計画的な道路整備	三瓶市街地地区整備の方向	-	-	-	●	-	-
		●区画道路の整備	・都市計画道路の見直し	・用地・予算の確保が課題	・老朽水道管の更新に合わせた計画的な道路整備 ・可能な箇所から整備(効果的な場所からの整備も検討)	三瓶市街地地区整備の方向	-	-	-	●	-	-
		●中心市街地における道路網の見直し	・都市計画道路の見直し	・駅周辺で、都計道路見直しが必要	・駅周辺都市計画道路の見直し	宇和市街地地区整備の方向	-	●	-	-	-	-
		●一般住宅地における区画道路の整備	・区画道路を整備	・区画道路の整備が宅地の広がりに追いつかない。 ・用地・予算の確保が課題	・居住誘導区域や幹線を中心に区画道路を整備 ・可能な箇所から整備(効果的な箇所からの整備も検討)	宇和市街地地区整備の方向	-	●	-	-	-	-
		●バリアフリー化の推進	・駅及び駅周辺の整備を検討、平成 28 年度より本格的に整備		・平成 32 年度整備完了に向けて推進	宇和市街地地区整備の方向	-	●	-	-	-	-
		●市街地外周道路の検討		・進捗なし ・国道 56 号の通行量減少に伴い、整備について再検討が必要	・市街地外周道路の整備について再検討 ・河川沿いの道路は整備	宇和市街地地区整備の方向	-	●	-	-	-	-
		●区画道路の整備		・予算上、幹線道路以外の道路は整備が進まない	・緊急を要する箇所を優先的に整備	野村市街地地区整備の方向	-	-	●	-	-	-
		●既存の道路網を基本とした道路網計画の再構築と整備推進	・野村地区：中心市街地の道路整備は完了	・高齢化により、老朽建物の更新が進まない	(野村中心地区の道路は整備済、施策完了)	野村市街地地区整備の方向	-	-	●	-	-	-
		●区画道路の整備	・迂回路の整備	・既存市街地のため、区画道路網の整備や道路幅員の確保が困難	・幅員が狭小な箇所等を優先的に拡幅	野村市街地地区整備の方向	-	-	●	-	-	-

②公共交通

- ・中心拠点と地域拠点を結び、基幹的な路線バスである「基幹バス」の利便性向上と利用の促進を図ります。
- ・拠点どうし及び拠点から市内の各地域・集落を結ぶ「支線バス」の維持対策に努めるとともに、利用を促進します。
- ・利用状況や市民のニーズを踏まえながら、路線バスの運行内容等の見直しを行います。
- ・鉄道については、JR 予讃線が運行しており、広域的な輸送機関として重要です。鉄道の利用を促進するとともに、駅周辺の魅力向上を図ります。

関連する 施策分野		現行都市マスでの位置づけ					今後の位置付け（不要な施策は×）					
		現行都市マスの施策	施策の進捗・今後の方針			(参考)現行都市マスの方針	全体 構想	地域別構想				
			成果・強み	課題	今後の方針			宇 和	野 村	三 瓶	明 浜	城 川
2-3	公共交通	●公共交通網の確保と充実	・西予市地域公共交通総合連携計画」を策定し、路線を確保・充実	・卯之町駅における鉄道⇄バスの乗り換えが不便 ・高校生の通学機能が弱い ・スクールバスに活用の余地がある	・結節点での乗継の円滑化、スクールバス活用等により、西予市を東西に横断し、市内外の拠点を連携する公共交通ネットワークを形成	市民生活を支える都市・生活基盤の整備	●	●	●	●	●	●
		●軸の形成(肱川沿い水辺のネットワーク)	・野村地域:遊歩道が整備され、河川環境保全活動も毎年実施 ・城川地域:遊歩道等の草刈、堆積土の除去	・肱川沿い水辺のネットワークは、検討する組織が無く、進まない ・宇和地域:河川清掃等も無く、親水空間(遊歩道等)も無し	・宇和地域:肱川源流や観音水を活かした親水空間の整備(検討) ・野村・城川地域:河川環境保全活動の継続	人にやさしい、安全で快適な居住環境の形成	●	●	●	-	-	-
		●軸の形成(臨海部)		・遊歩道の整備が不十分	・国道 378 号沿い海浜部への遊歩道の整備(海浜部は、法規制に注意が必要)	人にやさしい、安全で快適な居住環境の形成	●	-	-	●	●	-
		●軸の形成(内陸部)	・県道宇和明浜線の野福峠 における緑地形成(桜の植林)	・歩道の確保が課題	・緑地形成の継続、歩道の検討	人にやさしい、安全で快適な居住環境の形成	●	●	●	-	-	●

(2) 公園・緑地

- ・都市計画区域内では、7つの都市公園が都市計画決定されており、6公園が整備済みとなっています。今後は、現在整備中の津布理公園の整備を推進します。また都市公園以外の公園についても、駅前広場等の空間を利用し、市民の憩いの場としての整備を図ります。
- ・都市計画区域外については、身近な公園が不足する地区もみられることから、このような地区において整備を進めます。

関連する 施策分野		現行都市マスでの位置づけ					今後の位置付け（不要な施策は×）					
		現行都市マスの施策	施策の進捗・今後の方針			(参考)現行都市マスの方針	全体 構想	地域別構想				
			成果・強み	課題	今後の方針			宇 和	野 村	三 瓶	明 浜	城 川
2-4	公園緑地	●身近な公園広場の確保・整備	・都市計画公園の見直し ・宇和運動公園と御旅公園の整備	・身近な公園の整備が不十分 ・コストに配慮した公園整備が必要	・駅前を利用した広場の整備 ・旧宇和病院跡地を公園広場として整備 ・中町広場(重伝建地区内)を公園広場として整備	市民生活を支える都市・生活基盤の整備	●	●	●	●	●	●
		●肱川の河川敷等を活用した緑地の整備		・未整備(水質が悪い)	・整備の予定は無い	市民生活を支える都市・生活基盤の整備	●	●	●	-	-	-
		●海浜部の整備	・明浜シーサイドサンパークや三瓶海の駅などの整備 ・ジオパーク認定		・ジオパークと連携した海岸部の整備 ・ソフト対策を重点的に実施	市民生活を支える都市・生活基盤の整備	●	-	-	●	●	-
		●緑の基本計画の作成	・「みどりの基本計画」策定済み		・緑の基本計画に基づく公園整備	市民生活を支える都市・生活基盤の整備	●	●	●	●	●	●
		●三瓶公園の整備	・展望台の補修	・今後の整備予定無し	・三瓶公園を拠点公園として整備する予定は無い	三瓶市街地地区整備の方向	-	-	-	●	-	-
		●身近な公園広場の整備	・中央児童公園、港湾緑地公園の維持管理		・中央児童公園、港湾緑地公園の維持管理、整備充実	三瓶市街地地区整備の方向	-	-	-	●	●	-
		●シンボリックな公園整備の検討		・新しい公園整備は検討されていない	・公園の新設は不要、身近な公園整備を推進	三瓶市街地地区整備の方向	-	-	-	●	●	-
		●身近に利用できる公園広場の整備	・宇和第2駐車場を緑地化	・身近な公園の整備が不十分 ・コストに配慮した公園整備が必要	・駅前を利用した広場の整備 ・旧宇和病院跡地を公園広場として整備 ・中町広場(重伝建地区内)を公園広場として整備	宇和市街地地区整備の方向	-	●	-	-	-	-
		●身近な公園広場の整備		・公園広場の整備は予算上困難	・関係部局と協議する	野村市街地地区整備の方向	-	●	●	-	-	●

(3) 下水道・河川

- ・公共下水道は、野村地区において概ね完了し、宇和地区において整備が進んでいます。三瓶地区においては、雨水公共下水道の整備が計画されています。今後も、公共下水道の整備を推進するとともに、既存集落における集落排水整備を進め、汚水・雨水処理の適正化を図ります。
- ・河川については、肱川水系の治水対策を推進するとともに、公共下水道等による汚水処理や浚渫の実施等により、河川の水質向上に努めます。

関連する 施策分野		現行都市マスでの位置づけ					今後の位置付け（不要な施策は×）					
		現行都市マスの施策	施策の進捗・今後の方針			(参考)現行都市マスの方針	全体 構想	地域別構想				
			成果・強み	課題	今後の方針			宇 和	野 村	三 瓶	明 浜	城 川
2-5	下水	●公共下水道整備の推進	・野村地区：ほぼ整備完了 ・宇和地区：整備中	・宇和地区の整備が進んでいない(今後は進む予定)	・宇和地区における汚水処理の整備 ・三瓶地区における雨水公共下水道の整備	市民生活を支える都市・生活基盤の整備	●	●	●	●	-	-
		●集落排水整備事業の整備	・宇和地区で7箇所、野村地区で3箇所の農業集落排水を整備済み ・小型合併浄化槽の設置が増加	・その他の地区における農業集落排水の整備 ・漁業集落排水施設の整備	・小型合併処理浄化槽の促進(補助金の拡大等)	市民生活を支える都市・生活基盤の整備	●	●	●	●	●	●
		●公共下水道の整備の推進	・雨水公共下水道への住民要望が多い ・「三瓶地区雨水排水対策基本計画」を策定	・下水道が未整備	・雨水公共下水道(安土地区、津布理日吉崎地区)の整備	三瓶市街地地区整備の方向	-	-	-	●	-	-
		●市街地における公共下水道の整備	・宇和地区：整備中	・宇和地区の整備が進んでいない(今後は進む予定)	・宇和地区：公共下水道の整備の継続	宇和市街地地区整備の方向	-	●	-	-	-	-
		●公共下水道の整備推進	・野村地区：公共下水道の整備は完了	・公共下水道への接続率が約 60%と低い	・接続促進、接続率の向上 ・施設の維持管理、長寿命化	野村市街地地区整備の方向	-	-	●	-	-	-
2-6	河川	●肱川水系の整備	・宇和地区：河川改修	・親水空間が整備できていない ・用地・予算の確保が必要	・可能な個所から整備していく ・効果的な場所から整備することも検討	市民生活を支える都市・生活基盤の整備	●	●	●	-	-	-
		●谷道川、朝立川等の臨海側河川の整備	・野村地区：下水道整備中 ・宇和地区：下水道整備中 ・谷道川・朝立川土砂の浚渫	・三瓶地区の下水道が未整備 ・河川整備は未実施(予定もない)	・三瓶地区の汚水公共下水道整備を廃止、代替して雨水公共下水道を整備 ・谷道川・朝立川の浚渫を継続	市民生活を支える都市・生活基盤の整備	●	-	-	●	-	-
		●朝立川、谷道川の河川整備の促進	・河川浚渫の実施(県)	・防潮施設の整備は予定しない ・浚渫の不十分な個所が点在	・堆積物の浚渫(県へ要望)	三瓶市街地地区整備の方向	-	-	-	●	-	-
		●河川における親水空間の確保・整備		・肱川の水質が悪い、親水空間の整備について検討する組織が無い	・整備場所に関する検討	宇和市街地地区整備の方向	-	●	-	-	-	-
		●肱川の河川環境整備		・親水空間の整備は困難	・田園風景が残るため、親水空間の整備等の要望はない	野村市街地地区整備の方向	-	-	●	-	-	-

方針3 自然・景観

- ・本市が誇る豊かな自然や多様な地形を保全し、将来に継承していきます。
- ・自然や多様な地形が持つ価値を再認識し、市内外に周知を図り、地域のまちづくりへの活用を促進します。
- ・景観のルールづくり等により、四国カルストや宇和海等の景勝地、宇和地区卯之町の歴史的町並み等、美しく価値が高い景観の保全を図ります。

関連する 施策分野		現行都市マスでの位置づけ					今後の位置付け（不要な施策は×）					
		現行都市マスの施策	施策の進捗・今後の方針			（参考）現行都市マスの方針	全体 構想	地域別構想				
			成果・強み	課題	今後の方針			宇 和	野 村	三 瓶	明 浜	城 川
3-1	水辺	●海域環境の保全	・稚魚放流活動の支援 ・浄化槽の整備促進 ・生活排水の適正処理を促進	・稚魚放流の効果の把握が困難 ・小型合併処理浄化槽はまだ少ない	・稚魚放流活動の支援 ・浄化槽整備の促進（補助金の拡大等）	自然と共生し、活用する環境共生の都市づくり	●	-	-	●	●	-
		●河川・ダム・ため池の環境保全（河川・ダムの水質改善）	・水源涵養機能の増進 ・公共下水道の推進 ・農業集落排水施設の推進 ・小型合併浄化槽の設置促進	・公共下水道・農集への接続率が低い	・積極的な治山事業 ・公共下水道及び農業集落排水施設への接続の促進 ・小型合併浄化槽の設置の促進（補助金の拡大等）	自然と共生し、活用する環境共生の都市づくり	●	●	●	●	●	●
		●河川・ダム・ため池の環境保全（ため池の整備）	・ため池の改修（当初計画分）が完了	・老朽ため池の整備が必要	・老朽ため池の整備 ・不用になったため池の廃止	自然と共生し、活用する環境共生の都市づくり	●	●	●	●	●	●
		●拠点の形成（肱川沿い親水空間の整備）		・肱川沿い親水空間の整備は、検討する組織が無く、進まない	・親水空間整備の予定無し	人にやさしい、安全で快適な居住環境の形成	×	×	×	×	×	×
		●拠点の形成（海岸部の整備）	・三瓶地域：三瓶海の駅・みかめ本館・朝立会館など拠点の充実 ・明浜地域：あけはまシーサイドサンパーク周辺施設の整備が完了	・三瓶地区（用途地域）の津波被害を踏まえたまちづくり検討 ・施設の維持管理が必要	・津波を踏まえたまちづくり検討 ・港湾緑地公園の維持管理・整備 ・老朽施設の修繕や改築 ・新たな拠点整備の検討	人にやさしい、安全で快適な居住環境の形成	●	-	-	●	●	-
		●海浜・海岸・海洋区域の整備の方針	・大早津海水浴場におけるアウトドアイベントの開催	・三瓶の海水浴場が未整備（整備の意向は無い）	・明浜地域：マリンスポーツによる誘客、既存施設の充実 ・三瓶地域：レクリエーションの充実等ソフト対策	オレンジ・海洋ゾーンの地域整備の方向	-	-	-	●	●	-
		●水辺の保全と親水空間整備		・親水空間の整備について、検討する組織が無い	・肱川沿い空間の活用検討と最小限の整備	みのりとまちの交流ゾーンの地域整備の方向	-	●	●	-	-	-
		●野村ダムの活用	・野村ダム周辺の活用（マラソン等） ・遊歩道の維持管理	・維持管理の予算確保が必要	・ダム周辺の活用（イベント） ・「ほわいとファーム」と連携した事業 ・施設等の維持管理	みのりとまちの交流ゾーンの地域整備の方向	-	-	●	-	-	-
3-2	農地	●農地の保全・整備	・担い手による農地整備の支援	・農家の高齢化、担い手不足及びこれに伴う農地の荒廃化	・担い手による農地整備の継続を継続 ・農地の維持	自然と共生し、活用する環境共生の都市づくり	●	●	●	●	●	●
		●農林水産業の振興		・庁内が連携できていない ・ツルやコウノトリを活かした特産品開発等に向けたノウハウ、ネットワークの不足 ・担い手の高齢化	・農業の多面的機能の維持・発揮 ・地域活動や営農活動の支援	自然と共生し、活用する環境共生の都市づくり	●	●	●	●	●	●
		●柑橘園の保全・育成	・南予用水施設の長寿命化 ・後継者・担い手の確保 ・景観条例の制定と城川町田穂地区景観計画の策定	・管理困難な園地が点在 ・関係部局で連携した自然景観の保全が必要	・施設の老朽化対策 ・石積みや段々畑、園地の保全・育成 ・適期適伐の間伐、森林の主伐更新 ・ジオパーク周辺の景観保全の検討	人にやさしい、安全で快適な居住環境の形成	●	-	-	●	●	-
		●農用地区域の整備の方針	・優良農地の確保・適正な管理 ・集落営農の推進、経営体や担い手の育成、農地流動化、農業経営規模の拡大	・農家の高齢化、担い手不足及びこれに伴う農地の荒廃化	・優良農地の確保・適正な管理の継続 ・集落営農の推進、経営体や担い手の育成、農地流動化、農業経営規模の拡大の継続	オレンジ・海洋ゾーンの地域整備の方向	-	-	-	●	●	-
		●農用地の保全整備	・優良農地の確保・適正な管理 ・集落営農の推進、経営体や担い手の育成、農地流動化、農業経営規模の拡大	・農家の高齢化、担い手不足及びこれに伴う農地の荒廃化	・優良農地の確保・適正な管理の継続 ・集落営農の推進、経営体や担い手の育成、農地流動化、農業経営規模の拡大の継続	みのりとまちの交流ゾーンの地域整備の方向	-	●	●	-	-	●

関連する 施策分野		現行都市マスでの位置づけ					今後の位置付け（不要な施策は×）					
		現行都市マスの施策	施策の進捗・今後の方針			(参考)現行都市マスの方針	全体 構想	地域別構想				
			成果・強み	課題	今後の方針			宇 和	野 村	三 瓶	明 浜	城 川
		●農村集落における田園的な環境の保全整備	・宇和地区で7箇所、野村地区で3箇所の農業集落排水を整備済み ・小型合併浄化槽の設置が増加	・その他の地区の農業集落排水及び漁業集落排水施設が未整備	・小型合併処理浄化槽の促進(補助金の拡大等)	みのりとまちの交流ゾーンの地域整備の方向	-	●	●	-	-	●
3-3	森林	●森林の保全・育成	・計画的な森林整備	・森林は個人資産、規制が困難	・計画的に整備	自然と共生し、活用する環境共生の都市づくり	●	●	●	●	●	●
		●景観の骨格となる山地等の保全整備	・田園ロマンの里づくり推進事業(宇和地域づくり団体)の推進 ・冬季灌水の実施(ナベヅル、コウノトリの餌場確保) ・日本ジオパーク認定 ・景観条例の制定と城川町田穂地区景観計画の策定	・景観条例等の整備が必要(地域外居住土地所有者によって景観が乱れている)	・田園ロマンの里づくり等、活動の促進 ・狩浜地区(段々畑等)景観計画の作成 ・適期適伐の間伐、森林の主伐更新 ・ジオパーク周辺の景観保全の検討	人にやさしい、安全で快適な居住環境の形成	●	●	●	●	●	●
		●里山の保全・育成		・里山の荒廃 ・有害鳥獣による被害の増加	・広葉樹林等の森林の造成により、鳥獣が里山まで下りてくることを防ぐ	人にやさしい、安全で快適な居住環境の形成	●	●	●	●	●	●
		●森林区域の整備の方針	・間伐により、土砂災害防止機能を増進	・適期伐採、森林機能の保全が必要	・適期伐採による森林機能の保全、必要路網整備による森林整備	オレンジ・海洋ゾーンの地域整備の方向	-	-	-	●	●	-
		●森林区域の整備の方針	・土砂災害に関する対策 ・防災訓練の支援 ・防災マップの全戸配布等ハザードの周知	・未対策の土砂災害警戒区域等が残る(予算とのバランス) ・地域の防災意識やマンパワー不足	・土砂災害対策事業の継続 ・防災訓練の支援 ・新たな総合防災マップの全戸配布等、周知を徹底 ・広域的なカバーの検討	みのりとまちの交流ゾーンの地域整備の方向	-	●	●	-	-	●
3-4	景観	●伝統的建造物群保全地区の指定	・伝建地区に指定済み	・細やかな修景基準や住民との協働体制が必要	(指定済、施策完了)	自然と共生し、活用する環境共生の都市づくり	-	●	-	-	-	-
		●周辺地域における歴史的町並みと調和した景観形成	・地域住民の意識向上 ・修理修景への補助	・住民の理解は不十分、意識啓発が必要	・意識啓発と修理修景への理解を深める	自然と共生し、活用する環境共生の都市づくり	-	●	-	-	-	-
		●景観行政団体の指定と景観計画の作成	・景観条例の制定 ・城川町田穂地区景観計画の策定	・地域ごとに適した景観計画が必要(市全域計画は困難)	・卯之町地区景観計画の作成 ・明浜町刈浜地区景観計画の作成	人にやさしい、安全で快適な居住環境の形成	●	●	-	-	●	●
		●伝統的町並みと調和した市街地景観形成の推進(宇和地区)	・卯之町を意識した意匠の住宅が微増 ・第2駐車場の景観整備(緑化)	・細やかな修景基準や住民との協働体制が必要	・卯之町地区景観計画の策定 ・周辺景観に調和する建築を促進	人にやさしい、安全で快適な居住環境の形成	-	●	-	-	-	-
		●商店街の活性化と修景による市街地景観形成の推進(野村地区)	・商店街のカラー舗装 ・乙亥会館におけるインキュベーションオフィスの整備 ・国道 441 号沿には新店舗が出店	・商店街利用者の減少 ・商店街の共通デザイン化までは至っていない ・地域住民の理解が必要	・乙亥会館インキュベーションオフィスの運営 ・国道 441 号沿い新店舗による市街地景観の形成	人にやさしい、安全で快適な居住環境の形成	-	-	●	-	-	-
		●商店街の再生と港湾区域の活用による市街地景観形成の推進(三瓶地区)		・商店街の景観形成が不十分、地域住民の理解が必要 ・商店街の空き店舗の増加	・銀天街アーケードの撤去後の景観形成	人にやさしい、安全で快適な居住環境の形成	-	-	-	●	-	-
		●農山漁村集落における景観形成	・優良農地の確保・適正な管理 ・景観条例の制定と城川町田穂地区景観計画の策定 ・公的な森林整備における支援	・中山間地域の高齢化、農地の荒廃化、不在地主の増加	・優良農地の維持・確保 ・農地の保全管理と森林の育成 ・狩浜地区(段々畑等)景観計画の作成 ・ジオパーク周辺の景観保全の検討 ・移住促進、移住者とともに景観維持に取り組む	人にやさしい、安全で快適な居住環境の形成	●	●	●	●	●	●
3-5	レクリエーション	●観光レクリエーションの振興	・卯之町の町並み修景への補助 ・町並みに関する意識啓発 ・ジオパークを活用したサイクリングイベントの開催	・地域住民と協働による町並みづくりが必要 ・レンタサイクルの仕組みが未確立	・卯之町の町並みの保存事業の継続 ・自然資源の活用 ・アウトドアイベントの活用	自然と共生し、活用する環境共生の都市づくり	●	●	●	●	●	●

方針4 防災・減災

- 本市では、宇和地区の水害や野村地区の土砂災害、三瓶地区の津波災害と土砂災害等、市街地において災害が懸念されます。
- 避難場所の整備や土砂災害対策工事の実施、構造物や建築物の計画的な耐震化といったハード対策に取り組むとともに、地域の避難体制の充実や自主防災組織の活性化といったソフト対策を充実し、安全・安心なまちづくりの実現を目指します。
- 万が一、災害が起こった際に備えて、災害からの迅速な復興を見据えた事前復興計画の検討等、事前防災・減災の対策に努めます。

関連する 施策分野		現行都市マスでの位置づけ					今後の位置付け（不要な施策は×）					
		現行都市マスの施策	施策の進捗・今後の方針			(参考)現行都市マスの方針	全体 構想	地域別構想				
			成果・強み	課題	今後の方針			宇 和	野 村	三 瓶	明 浜	城 川
4-1	土砂災害	●土砂災害防止施設等の整備	・土砂災害に関する対策 ・防災訓練の支援 ・防災マップの全戸配布等ハザードの周知	・未対策の土砂災害警戒区域等が残る(予算とのバランス) ・地域の防災意識やマンパワー不足	・ソフト対策を優先的に実施 ・防災訓練の支援 ・新たな総合防災マップの全戸配布等、周知を徹底	人にやさしい、安全で快適な居住環境の形成	●	●	●	●	●	●
4-2	津波災害	●防潮施設の整備	・漁港施設の整備	・港湾施設の高潮対策(予算上、整備困難)	・下水道整備による対策の検討	人にやさしい、安全で快適な居住環境の形成	●	-	-	●	●	-
4-3	宅地災害	●住宅密集地における防災性能の向上(市街地)	・住宅耐震化への補助 ・空き家除去への補助	・区画道路の整備が不十分 ・用地・予算の確保が必要	・可能な個所から区画道路を整備(効果的な場所から整備することも検討) ・ソフト対策を重点的に実施 ・重伝建地区における防災計画の策定	人にやさしい、安全で快適な居住環境の形成	●	●	●	-	-	-
		●住宅密集地における防災性能の向上(漁村集落)	・住宅耐震化への補助 ・空き家除去への補助	・区画道路の整備が不十分 ・用地・予算の確保が必要	・避難路と兼用の区画道路を整備 ・可能な個所から区画道路を整備(効果的な場所から整備することも検討)	人にやさしい、安全で快適な居住環境の形成	●	-	-	●	●	-
		●防災対策の充実	・防火訓練の実施	・住民参加による防災訓練が十分実施されていない	・「卯之町重要伝統的建造物群保存地区防災計画」の策定	宇和市街地地区整備の方向	-	●	-	-	-	-
4-4	避難体制	●防災空間の充実	・防災行政無線の再整備 ・自主防災組織結成率:100% ・津波緊急避難場所の簡易整備 ・自主防災組織が行う簡易整備への補助	・防災行政無線のデジタル化(予算とのバランス) ・自主防災組織の活性化が必要	・防災行政無線の再整備 ・自主防災組織への支援	人にやさしい、安全で快適な居住環境の形成	●	●	●	●	●	●